

平成18年第3回名寄市議会定例会会議録
開会 平成18年12月1日(金曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

- | | | |
|------|--|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 平成18年第3臨付託議案第7号 平成17年度名寄市病院事業会計決算(平成18年3月27日から平成18年3月31日まで)の認定について(決算審査特別委員会報告) |
| 日程第2 | 会期の決定 | 平成18年第3臨付託議案第8号 平成17年度名寄市水道事業会計決算(平成18年3月27日から平成18年3月31日まで)の認定について(決算審査特別委員会報告) |
| 日程第3 | 平成18年第3臨付託議案第1号 平成17年度名寄市各会計決算(平成17年4月1日から平成18年3月26日まで)の認定について(決算審査特別委員会報告) | 日程第4 行政報告 |
| | 平成18年第3臨付託議案第2号 平成17年度名寄市病院事業会計決算(平成17年4月1日から平成18年3月26日まで)の認定について(決算審査特別委員会報告) | 日程第5 議案第1号 名寄市副市長の定数を定める条例の制定について |
| | 平成18年第3臨付託議案第3号 平成17年度名寄市水道事業会計決算(平成17年4月1日から平成18年3月26日まで)の認定について(決算審査特別委員会報告) | 日程第6 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| | 平成18年第3臨付託議案第4号 平成17年度風連町各会計決算(平成17年4月1日から平成18年3月26日まで)の認定について(決算審査特別委員会報告) | 日程第7 議案第3号 名寄市議会議員及び名寄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について |
| | 平成18年第3臨付託議案第5号 平成17年度風連町水道事業会計決算(平成17年4月1日から平成18年3月26日まで)の認定について(決算審査特別委員会報告) | 日程第8 議案第4号 名寄市都市計画税条例の一部改正について |
| | 平成18年第3臨付託議案第6号 平成17年度名寄市各会計決算(平成18年3月27日から平成18年3月31日まで)の認定について(決算審査特別委員会報告) | 日程第9 議案第5号 名寄市営プール条例の一部改正について |
| | | 日程第10 議案第6号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について |
| | | 日程第11 議案第7号 上川北部消防事務組合規約の変更について |
| | | 日程第12 議案第8号 名寄地区衛生施設事務組合規約の変更について |
| | | 日程第13 議案第9号 財産の取得及び処分について |
| | | 日程第14 議案第10号 財産の取得について |
| | | 日程第15 議案第11号 北海道後期高齢者医療 |

- 広域連合の設置について
- 日程第16 議案第12号 専決処分した事件の承認について
議案第13号 専決処分した事件の承認について
議案第14号 専決処分した事件の承認について
- 日程第17 議案第15号 平成18年度名寄市一般会計補正予算
- 日程第18 議案第16号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第19 議案第17号 平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算
- 日程第20 議案第18号 平成18年度名寄市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第21 議案第19号 平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算
- 日程第22 議案第20号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算
議案第21号 平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算
- 日程第23 議案第22号 平成18年度名寄市病院事業会計補正予算
- 日程第24 報告第1号 専決処分した事件の報告について
- 日程第25 報告第2号 専決処分した事件の報告について
- 日程第26 報告第3号 専決処分した事件の報告について
- 日程第27 請願（陳情）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 平成18年第3臨付託議案第1号 平成17年度名寄市各会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26

日まで）の認定について（決算審査特別委員会報告）

平成18年第3臨付託議案第2号 平成17年度名寄市病院事業会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について（決算審査特別委員会報告）

平成18年第3臨付託議案第3号 平成17年度名寄市水道事業会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について（決算審査特別委員会報告）

平成18年第3臨付託議案第4号 平成17年度風連町各会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について（決算審査特別委員会報告）

平成18年第3臨付託議案第5号 平成17年度風連町水道事業会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について（決算審査特別委員会報告）

平成18年第3臨付託議案第6号 平成17年度名寄市各会計決算（平成18年3月27日から平成18年3月31日まで）の認定について（決算審査特別委員会報告）

平成18年第3臨付託議案第7号 平成17年度名寄市病院事業会計決算（平成18年3月27日から平成18年3月31日まで）の認定について（決算審査特別委員会報告）

平成18年第3臨付託議案第8号 平成17年度名寄市水道事業会計決算（平成18年3月27日から平成18年3月31日まで）の認定について（決算審査特別委員会報告）

日程第4 行政報告

日程第5 議案第1号 名寄市副市長の定数を定める条例の制定について

日程第6 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第7 議案第3号 名寄市議会議員及び名寄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第4号 名寄市都市計画税条例の一部改正について

日程第9 議案第5号 名寄市営プール条例の一部改正について

日程第10 議案第6号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について

日程第11 議案第7号 上川北部消防事務組合理約の変更について

日程第12 議案第8号 名寄地区衛生施設事務組合理約の変更について

日程第13 議案第9号 財産の取得及び処分について

日程第14 議案第10号 財産の取得について

日程第15 議案第11号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置について

日程第16 議案第12号 専決処分した事件の承認について
議案第13号 専決処分した事件の承認について
議案第14号 専決処分した事件の承認について

日程第17 議案第15号 平成18年度名寄市一般会計補正予算

日程第18 議案第16号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算

日程第19 議案第17号 平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算

日程第20 議案第18号 平成18年度名寄市下水道事業特別会計補正予算

日程第21 議案第19号 平成18年度名寄市個

別排水処理施設整備事業特別会計補正予算

日程第22 議案第20号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算

議案第21号 平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算

日程第23 議案第22号 平成18年度名寄市病院事業会計補正予算

日程第24 報告第1号 専決処分した事件の報告について

日程第25 報告第2号 専決処分した事件の報告について

日程第26 報告第3号 専決処分した事件の報告について

日程第27 請願（陳情）

1. 出席議員（34名）

議長	33番	田中	之繁	議員
副議長	19番	堀江	英一	議員
	1番	宮田	久	議員
	2番	佐藤	靖	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	岩木	正文	議員
	5番	駒津	喜一	議員
	6番	山口	祐司	議員
	7番	日根野	正敏	議員
	8番	林	寿和	議員
	9番	木戸口	真	議員
	10番	植松	正一	議員
	11番	高橋	伸典	議員
	12番	猿谷	繁明	議員
	13番	黒井	徹	議員
	14番	渡辺	宏治	議員
	15番	田中	好望	議員
	16番	野本	征清	議員
	17番	佐藤	勝	議員
	18番	谷内	司	議員
	20番	熊谷	吉正	議員

21番	渡 辺	正 尚	議員
23番	東	千 春	議員
24番	宗 片	浩 子	議員
25番	野々村		勝 議員
26番	中 野	秀 敏	議員
28番	村 端	利 克	議員
29番	川 村	正 彦	議員
30番	福 光	哲 夫	議員
31番	齊 藤		晃 議員
32番	武 田	利 昭	議員
34番	三 宅	幹 夫	議員
35番	小野寺	一 知	議員
36番	大久保	光 義	議員

市 務 監	立 務 查	大 局 委	学 長 員	中 森	尾 山	裕 良	二 悦 君
-------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-------

1. 欠席議員（1名）

22番	栗 栖	賢 一	議員
-----	-----	-----	----

1. 事務局出席職員

事 務 局 長	伊 藤	矩 康
書 記	間 所	勝
書 記	久 保	敏
書 記	佐 藤	葉 子
書 記	熊 谷	あ け み

1. 説明員

市 長	島	多 慶 志 君
助 役	今	尚 文 君
助 役	小 室	勝 治 君
総 務 部 長	石 王	和 行 君
生 活 福 祉 部 長	山 内	豊 君
経 済 部 長	手 間 本	剛 君
建 設 水 道 部 長	松 尾	薫 君
福 祉 事 務 所 長	中 西	薫 君
上 下 水 道 室 長	関 下	富 士 夫 君
教 育 長	藤 原	忠 君
教 育 部 長	今	裕 君
市 立 総 合 病 院 事 務 部 長	佐 藤	健 一 君

○議長（田中之繁議員） ただいまより平成18年第3回名寄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

12番 猿谷 繁明 議員

14番 渡辺 宏治 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日より15日までの15日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より15日までの15日間と決定いたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第3 平成18年第3回臨時議案第1号 平成17年度名寄市各会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について、議案第2号 平成17年度名寄市病院事業会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について、議案第3号 平成17年度名寄市水道事業会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について、議案第4号 平成17年度風連町各会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について、議案第5号 平成17年度風連町水道事業会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について、議案第6号 平成17年度名寄市各会計決算（平成18年3月27日から平成18年3月31日まで）の認定につ

いて、議案第7号 平成17年度名寄市病院事業会計決算（平成18年3月27日から平成18年3月31日まで）の認定について、議案第8号 平成17年度名寄市水道事業会計決算（平成18年3月27日から平成18年3月31日まで）の認定について、以上8件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会、佐藤靖委員長。

○決算審査特別委員長（佐藤 靖議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、第3回臨時会におきまして決算審査特別委員会に付託されました議案第1号 平成17年度名寄市各会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について、議案第2号 平成17年度名寄市病院事業会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について、議案第3号 平成17年度名寄市水道事業会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について、議案第4号 平成17年度風連町各会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について、議案第5号 平成17年度風連町水道事業会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について、議案第6号 平成17年度名寄市各会計決算（平成18年3月27日から平成18年3月31日まで）の認定について、議案第7号 平成17年度名寄市病院事業会計決算（平成18年3月27日から平成18年3月31日まで）の認定について及び議案第8号 平成17年度名寄市水道事業会計決算（平成18年3月27日から平成18年3月31日まで）の認定について、以上8件について委員会の審査経過及び結果について御報告を申し上げます。

第1回委員会は10月27日に開会し、直ちに正副委員長の互選を行い、委員長には私佐藤が、副委員長には山口祐司委員が選任されました。

続いて、第2回委員会は11月9日に開会し、付託されました議案審査の日程を11月9日、10日及び11月13日から15日までの5日間と定め、実質審査に入った次第であります。

審査期間中は、市長を初め関係する職員の出席を求め、それぞれの説明、答弁をいただきまして、慎重に審査をしたところです。

その経過につきましては、詳細に御報告を申し上げるところではございますが、当委員会は全議員をもって構成された委員会でございますので、これを省略させていただきまして、審査の結果についてのみ御報告を申し上げますので、御了解を賜りたいと思います。

それでは、審査の結果について御報告をいたします。付託されました議案第1号につきましては、名寄市一般会計は採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決し、残る名寄市国民健康保険特別会計外7特別会計は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

また、議案第2号から議案第8号につきましては、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

よって、付託されました各会計決算はいずれも正確な収支が行われ、予算の執行が適正であったことが認められたものであります。

以上が審査の結果であります。

終わりに当たりまして、一言お礼を申し上げます。延べ約30時間にわたった委員会開催中、委員並びに理事者各位におかれましては、終始慎重かつ御熱心な審査を尽くしていただきました。質問項目は276項目、再質問以降を含めると延べ578点にわたる質疑が行われましたが、おかげさまで日程どおり決算審査特別委員会を終えさせていただきました。ふなれな委員会運営であったとは存じますが、各位の御理解と御協力に改めまして心から厚くお礼を申し上げ、委員会報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） ただいま決算審査特別

委員会委員長より報告がありました平成18年第3臨付託議案第1号外7件については、全議員をもって構成されました特別委員会の審査でありますので、この際質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、平成18年第3臨付託議案第1号 平成17年度名寄市各会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について採決を行います。

本件を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（田中之繁議員） 起立多数であります。

よって、平成18年第3臨付託議案第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、平成18年第3臨付託議案第2号 平成17年度名寄市病院事業会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について外6件については、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、平成18年第3臨付託議案第2号外6件は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第4 これより行政報告を行います。

島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。本日、平成18年第3回定例会の開会に当たり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、去る10月4日から5日未明に実施しました水道管洗浄作業中に、にごり水が発生し、多くの水道利用者に御迷惑と損害を与えたことに対しまして、心からお詫びを申し上げます。

原因につきましては、洗浄作業時に行った配水本管のバルブ開閉により他の本管に予測を上回る水圧などの影響があり、老朽管に付着していた赤さび等が剥離し、にごり水を発生させたものと思われま

す。その後、被害状況を把握するため該当地域を訪問し、お詫びと聞き取り調査を行い、事故に対する補償などに努めてきましたが、今後は施工方法の改善、老朽施設の更新などに意を配しながら再発防止に万全を期す所存であります。

次に、本年度の文化賞等各種表彰について申し上げます。

11月3日の文化の日に、名寄市文化賞条例に基づく文化奨励賞を森越正弘さんに授与いたしました。

芸術部門におきまして、文化奨励賞を受賞されました森越さんは、「朽ちゆくものに新たな命を見いだす」をコンセプトとして、流木や身の回りに落ちている木などを使い、作品を制作しております。森越さんの作品は、国内はもちろん、国際的にも高い評価を受けており、また、御本人は様々な公職にも就かれ、本市の市政運営に御尽力をいただいております。

また、同日、名寄市表彰条例に基づき、自治、社会福祉、経済産業、労働及び住民活動実践の各分野におきまして、市勢の発展に寄与されました44人と2団体の皆さんに功労表彰を、多額の寄付を通してお力添えをいただきました16個人、13団体の皆さんに善行表彰をさせていただきました。

受賞されました皆さんには、今後とも本市の発展に御尽力を賜り、より一層の御活躍と御健勝を願っております。

次に、総合計画について申し上げます。

新総合計画の策定につきましては、市民の意見を市政に反映するため、懇談会やアンケートなどを実施し、市民と協働して策定することを基本とし、「名寄市総合計画策定審議会」に諮問して審

議いただいているところです。

現在、基本構想、基本計画の一定のまとめをいただきましたので、市民の皆さんへの「中間報告会」を開催するとともに、議員の皆さんと協議させていただいた後に審議会の答申を受け、議会に提案させていただく考えであります。

次に、統計について申し上げます。

10月1日現在で行われた事業所企業統計調査は、合併後初の大きな国の指定統計調査です。市内を99の調査区に分け、2名の指導員、28名の調査員により実施いたしました。調査対象となった事業所は民営1,725事業所、地方公共団体114事業所の計1,839事業所です。集計数値などの公表は明年度に予定されています。今後は各種施策における推計数値に活用されることとなります。さらに、今月31日現在で工業統計調査も行われますので、調査に対して一層の協力を呼びかけてまいります。

次に、国際交流について申し上げます。

姉妹都市リンゼイ（現カワーサレイクス）市との交流については、名寄リンゼイ姉妹都市友好委員会のはからいで、道立サンピラーパークオープン記念「第1回北海道知事杯カーリング大会」への参加のため、11月9日からリンゼイカーリングクラブの前会長ジョン・モンク氏をはじめ、総勢7名が名寄市を訪れました。大会への出場のほか、歓迎会や4軒の家庭でのホームビジットなどを通じて、多くの市民の皆さんと交流を深めました。

次に、国内交流について申し上げます。

東京なよろ会の総会は、10月29日に東京都内のホテルで、会員70人と名寄サンシャイン会の皆さんなど関係者が参加して開催されました。今冬の名寄スキーツアーなど事業計画が承認され、その後の交流会では会員の拡大などについて話し合われました。

また、山形県鶴岡市藤島とは名寄藤島交流友の会の事業として、名寄から「じゃがいも」「かぼ

ちゃ」「玉ねぎ」、藤島から「荘内柿」と互いの物産販売を行っています。

次に、なよろ健康まつりについて申し上げます。

19回目を迎えたなよろ健康まつりは、9月25日に総合福祉センターを会場に、約550人の参加を得て開催されました。「みんなで広げよう健康の輪」をテーマに、血管年齢測定、骨密度測定、体内健康測定を中心に実施し、さらに保健推進委員や名寄市立大学生コーナーでは転倒予防に向けた足指力測定、内臓脂肪をテーマとした人体モデル展示などを取り入れ、市民の健康増進を図ってまいりました。

本年10月からは予防医療の観点から65歳以上の市民を対象に「肺炎球菌ワクチン」の接種に際し、一部助成を行っております。市民の関心は非常に高く、問い合わせや申し込みも多い状況から、順調な滑り出しになるものと思われま

す。今後も、高齢者の健康管理に努めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

本年度4月から9月までの上半期における運営状況につきましては、取扱い患者数が入院で延べ6万853人、外来では延べ11万9,347人になっています。

前年同期で比較しますと、入院では一般科は3,983人増加しましたが、精神科で6,212人減少し、差引き2,229人の減少となりました。一方、外来は精神科で791人減少しましたが、一般科で3,111人増えましたので、差引き2,320人の増加となりました。

次に収支面ですが、病院事業収益では32億1,098万7千円で、前年同期に比べると1億6,023万9千円増加しており、予算執行率は48.8%になっています。また、病院事業費用は34億423万4千円で前年同期に比べ、診療材料費や経費の増加などで6,091万2千円増加し、51.7%の予算執行率になっています。

この結果、収支の差額では1億9,324万7千円の収入不足になっています。

病院事業では、医業収益は下半期に増加する傾向にあります。厳しい状況は続きますが、入院収入をはじめとする収入の確保に努めるとともに、費用の節減を図り、年度当初計画の達成に向けて努力してまいります。

次に、介護予防事業について申し上げます。

閉じこもり傾向の高齢者や虚弱な高齢者が、地域や家庭で元気に過ごすことができるよう、高齢者体力づくり教室「元気会」を、今年度は南地区を対象に、10月4日から12月13日まで11回開催し、23人の方々が受講しました。

また、この「元気会」をさらに地域に広め継続していくために、この取り組みを支える指導者の養成が必要なことから、「高齢者向け運動指導ボランティア養成講座」を開催したところ、昼夜各コース20名の募集に対し、49人の応募があり、8月23日から9月1日までの4日間にわたり、全員が最後まで熱心に受講いただいたところです。

次に、障害者福祉について申し上げます。

障害程度区分認定審査会については、1市3町1村の共同により、本年7月1日に設置したところです。

当審査会においては、10月からの本格実施に伴い、在宅福祉サービス利用者から順次、認定審査を開始しており、11月末までの開催回数は8回、審査件数は名寄市67件、下川町8件、美深町13件、中川町5件、音威子府村4件の合計97件となりました。12月以降は新規利用者が対象となりますので、月1回の開催を予定しています。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。国民健康保険特別会計の収支決算につきましては、旧名寄市・旧風連町ともに財源調整として国民健康保険支払準備金基金を取り崩し、繰り入れたことなどにより黒字決算となりました。

合併年度の平成17年度国民健康保険税は、旧名寄市については現行税率とし、旧風連町については介護分の一部を残して旧名寄市に合わせる均

一課税を実施したことにより、全道34市中32番目という被保険者には低い税負担となっております。

今後も引き続き、国保財政の健全化を図るため、保険税の適正な賦課と収納率の向上に努め、被保険者の医療サービスを低下させない医療費適正化事業の推進に一層努力し、国保事業の運営に努めてまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

今年度の防災訓練を9月27日に風連地区の市街地町内会を対象に、風連B&G海洋センターを避難場所として実施いたしました。13町内会及び風連幼稚園・さくら保育園等から約180人が参加して、災害弱者を避難させる応急搬送訓練、救急救命法講習、自衛隊装甲車搬送訓練などを行いました。

旧風連町では一般町民対象の防災訓練は行われておらず、今回が初めての防災訓練でありましたが、市民の皆さんに防災意識を高めていただく上で、有意義な訓練を実施することができました。

次に、10月7日・8日の強風と大雨被害について申し上げます。

発達した低気圧により、7日深夜から8日早朝にかけて突風が市内各所で吹き荒れ、街路樹や市有林の倒木、ビニールハウス等営農施設や公共施設等の損壊などの被害が出ました。

また、大雨により中名寄地区で内水を排除するため、緊急に排水ポンプを稼働させたほか、名寄川が増水し一時、危険水位を超えるまでになりましたが、大きな被害には至らず済んでおります。

なお、被害総額につきましては、主として市有林の倒木や営農施設の損壊などで約5,900万円にのびました。その対応のため、災害復旧費に約1,900万円を追加補正して専決処分させていただき、速やかな復旧に努めました。

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

内淵一般廃棄物最終処分場は、平成11年4月から埋立てを開始しましたが、搬入部より下の部

分への埋立てが終了したことに伴い、廃棄物の落ちこぼれを防ぐため、土えん堤の構築と搬入路の付け替え工事を実施しました。

また、処分場の延命を図るため、今まで埋立て処分をしていた粗大ごみのうち、自転車などの鉄、アルミ類を別の場所に一時仮置きしています。あわせて、管理棟に布を回収するボックスを設置し、一般搬入者に対し分別をお願いしているところです。今後、資源物として処理できるよう関係事業者と協議を進めてまいります。

次に、公営住宅の建設について申し上げます。

西町団地建替事業は、木造平屋建て3棟6戸を7月に着手し、11月に完成いたしました。

徳田団地の解体工事は、6棟24戸を本年12月に着手いたします。

次に、水道事業について申し上げます。

本年度、4月から9月までの上半期における上水道の配水量は、153万6,500立方メートルで、有収水量が122万3,200立方メートルとなり、80%の有収率となっております。

建設事業につきましては、配水管網の整備、第2期拡張事業では名寄日進地区の配水管布設工事などが完了しています。また、緑丘16線の老朽管更新工事を進めており、今月中の完了を予定しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

雨天時の浸水対策及び水質汚濁防止対策として、合流改善事業の滞水池土木工事を明年3月の完成に向けて施工しています。また、排水ポンプ場の老朽化に伴う電気施設の更新工事も現在施工中であります。

農村部の個別排水処理施設整備事業については、全体で17戸発注し、名寄地区で11戸、風連地区で3戸の計14戸が完成し供用を開始しております。

次に、建設事業の発注状況について申し上げます。

11月28日現在、工事・委託を含め156件、

事業費で約24億1,000万円、発注率にして92.4%となっております。

次に、道路事業について申し上げます。

地方道路整備臨時交付金事業は、緑丘第2団地通や東4号南線の改良舗装が完了し、10月に発注した東風連智烈布橋架換工事は旧橋解体が終わり、基礎工事を行っております。

まちづくり交付金事業で実施している南北2条線歩道改修と新生1条線は、約40%の進捗状況となっております。

単独事業は、臨時地方道路整備債などで整備しており、西5条伸通が完成し、徳田2号線は12月に舗装工事を行い完成の予定であります。

次に、道立サンピラーパークについて申し上げます。

北海道事業としてはカーリング場や屋内遊技場を備えた「サンピラー交流館」が、市事業としては冬も利用できるオートキャンプ場の「森の休暇村」がそれぞれ10月に完成いたしました。11月1日には北海道副知事をはじめ多くの関係各位の御臨席を賜り開園記念式典を行い、引き続き第1回北海道知事杯カーリング大会が開催されたところです。

全面開園は平成20年度と聞いておりますが、道立公園の一部開園で交流人口の拡大はもとより、大型レクリエーション施設として、上川北部の地域間交流に大きく寄与するものと考えております。

改めて、これまで御協力をいただいた市議会議員の皆さんと市民の皆さんにお礼を申し上げます。

次に、交通体系の整備について申し上げます。

一般国道40号名寄バイパスは、自動車専用道路として整備が進められ、去る11月25日に3工区の4.2キロメートルが開通となりました。これにより、整備計画延長19.5キロメートルに対する整備率は84%となりました。

高速道路士別剣淵・名寄間と早期に連結し、一層の効果が発揮されるよう要望活動を続けてまいります。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

はじめに、本年産の主要農作物の作況ですが、水稻につきましては、収穫始めが9月15日、収穫終わりが9月30日と平年どおり終了し、作柄は「良」となりました。11月28日現在の出荷状況ですが、整粒歩合も良く、品質的にも主食用米、加工用米を含め一等米比率は100%となり、うるち米2万3,971俵、もち米22万590俵の計24万4,561俵で、おおむね90%の出荷率となっております。

10月15日現在、農林水産省北海道農政事務所が発表した作況指数は、全国で96、北海道で105、上川管内で108と発表され、全国では作況指数が100を下回ったことから、米の豊作時に過剰米を市場から隔離する集荷円滑化対策は発動されないことになりました。

畑作については、馬鈴しょ・大豆・てんさいは「平年並みからやや良」、秋小麦・小豆は「やや良」となりました。野菜については、アスパラ・かぼちゃ・スイートコーンは「平年並みからやや良」、葉菜類・果菜類は高温障害の影響で「やや不良」となりました。

なお、10月7日から8日の低気圧通過に伴う暴風雨の被害については、ほとんどの農作物が収穫を終了していたため大事には至らず、被害は営農施設の納屋、畜舎の一部破損、ハウスのビニール飛散などで、被害戸数123戸、被害額2,461万1千円となりました。被害に遭われた農家の皆さんにお見舞いを申し上げます。

次に、風連産うるち米の販売について申し上げます。

本市における水稻の作付け3,289ヘクタールのうち、もち米は2,840ヘクタールと全国一のもち米生産団地となっております。

一方、うるち米についても447ヘクタールの作付けがあり、3万5千俵以上が生産されています。地元で生産されるおいしく、安全なお米を市民に消費いただくために、行政・JA・風連良質

米生産組合が実行委員会を組織し、地産地消をキーワードとして消費拡大に取り組んできました。先般、風連産うるち米のネーミングとパッケージデザインを広く市民に募集した結果、ネーミングは「こめごころ」、パッケージデザインは少女がシャボン玉を飛ばす姿を描いた作品が選考されました。また、明日開催される「2006地産地消フェア」では市民に試食をいただき、取り扱いする市内の米穀店で一斉に販売されることになっています。

今年は特に天候に恵まれ、おいしいお米ができましたので、風連産うるち米・ブランド名「こめごころ」を広く市民に御利用いただきたいと考えております。

次に、水田農業構造改革対策について申し上げます。

対策期間3年の最終年度を迎え、合併前の両市町で策定した「地域水田農業ビジョン」に基づき、それぞれ「売れる米づくり」「転作作物の本作化」「振興作物の誘導」「担い手の育成・確保」など、生産者を始め関係機関・団体の御理解と御協力のもと、「米づくりのあるべき姿」を目指し、事業を推進してまいりました。

生産数量の配分につきましては、道のガイドライン配分により、もち米は対前年比2.2%減の1万1,836トン、うるち米は4.4%減の2,136トン、うる・もち合わせた生産数量は2.6%減の1万3,972トンの配分を受け、水稻耕作者494名、加工米を含めた水稻作付面積では、対前年比0.4%増の3,287.7ヘクタールとなっています。

産地づくり交付金は、前年度からの繰越金も含めた支出を予定しており、対象農家878戸、助成対象転作面積2,395ヘクタール、交付金総額は9億8,770万8千円を見込んでおり、交付金のおおむね9割を年内に支払いできるよう事務作業を進めているところです。

なお、明年度から始まる新産地づくり対策につ

きましては、制度に係る情報収集と調査を進めており、制度の有効活用に向け取り組んでまいります。

次に、畜産について申し上げます。

公共牧野の開放については、乳牛飼育農家の生産コストの低減、飼養規模頭数の拡大による省力化など重要な役割を果たしています。

名寄市公共牧場2カ所の市営牧野及び母子里地区共同牧場において、酪農家34戸から授精対象牛を主体に470頭、延べ4万8,390頭を受入れ、名寄地区の市営牧野が5月29日から10月21日までの146日間、風連地区の母子里共同牧場が6月9日から10月31日まで145日間の放牧を行いました。また、母子里地区共同牧場については、馬の親子3組6頭、親2頭で延べ292頭の放牧も行いました。

両牧場では、人工授精業務も順調に消化し、良質な粗飼料の給与による増体率の向上と適正な飼養管理により高い受胎率を実現し、資質向上を図ってまいりました。名寄地区においては公共牧場の預託希望頭数の増加により、草地面積の関係から育成牛など105頭、延べ1万3,298頭については、下川町のサンル牧場と連携して対応してまいりました。

次に、平成19年度から導入される農地・水・環境保全向上対策について申し上げます。

本対策は、農地・水・農村環境の保全と質的向上のため、地域が行う効果の高い共同活動の支援を行うもので、中山間地域等直接支払制度との調整など、一定の条件整理が必要となりますが、反当り単価で水田が3,400円、畑で1,200円、草地で200円が地域活動組織に交付され、交付金の負担区分は国が2分の1、道が4分の1、市が4分の1で5年間の対象となっております。

本市では、この対策が農村地域の保全を図る重要な施策と考え、全市的な取り組みとして7地区を設定し、約2億2,000万円を道に要望してきましたが、9月末に道の予算の関係から7地区一

齊の取り組みは困難と判断し、初年度は1地区約4,500万円を要望し、次年度から全体で取り組むこととしました。

10月末に全道の要望額を取りまとめた結果、要望額56億円のうち道負担分が14億円となりました。道としては厳しい財政状況の中、この事業については4億円程度の配分となったため、本市に対しても4分の1程度までの削減調整が求められたところです。

このようなことから、明年度に本市が要望できる額は、全体事業費の5%程度にしかならず、厳しい状況が次年度以降も続けば、ごく一部だけの採択に終わる可能性があり、公平性に欠けることから、平成19年度の要望は見合わせ、今後の推移を見ながら平成20年度の全地区採択に努めてまいります。

次に、農業・農村整備事業について申し上げます。

道営事業では、継続実施中の「道営畑地帯総合整備事業」智恵文地区で明渠排水路576メートルを施工しています。

「道営地域水田農業支援緊急整備事業」の風連地区、名寄地区及び「道営経営体育成基盤整備事業」の東豊地区では、暗渠排水、排水路などの整備を実施しております。

また、財団法人北海道農業開発公社が事業主体の「畜産担い手育成総合整備事業」では、智恵文地区、名寄地区、風連地区の草地整備改良や家畜保護施設の整備を行い、畜産経営の合理化と生産性の向上に努めております。

「道営農道整備特別対策事業」では、平成16年度から路盤改良と舗装工事を実施している大沢線の施工延長3,607メートル、「ふるさと農道緊急整備事業」の風連御料12線北線の舗装延長431メートルの工事が完了しています。

次に、商工関係について申し上げます。

名寄商工会議所と風連商工会が連携した「合併記念全市連合大売出し」が本日から行われていま

す。景品には独自の地域通貨券やうるち米、もち米、地酒が用意され、抽選に外れても再度挑戦ができるダブルチャンスがあるなど、歳末商戦を盛り上げるため企画されたもので、市としても合併記念はもとより、商工業の活性化と地産地消の観点から支援をしております。

物産関係では、「全国合併記念市町村夢フェスタ」が10月13日から15日の日程で、東京日比谷公園において開催されました。会場は大勢の人で賑わい、作付け日本一となったもち米を中心に特産品の販売、もちつき実演など、名寄市のPRに努めてきました。当日は杉並区、東京なよろ会、北海道庁からの応援もいただいたところです。

また11月4日には、新札幌サンピアザで物産フェアが開催されました。出店者や農協青年部の方々に協力をいただき、物産販売や地元PRに努めてきました。

次に、観光について申し上げます。

18年度上半期の市内観光入込客数調査によると、総入り込み数は13万4,200人となり、天候などの影響もあり、前年同期との対比では9.4%の減となったところです。今後、サンピラーパーク交流館などの施設情報の発信を含め、交流人口の拡大に努めてまいります。

道の駅整備につきましては、今年度は調査設計と隣接家屋の解体・撤去を行っています。予定していたトイレ工事については、隣接企業との一体感を持たせた「道の駅」とするため、19年度においてセンターハウス、レストランとあわせて建設してまいります。

また、9月10日には、NPO法人風連まちづくり観光が主催し、札幌圏を対象に行った「日帰り農業収穫体験ツアー」に70人の参加がありました。本事業は、今年で5年目を迎え定着していることから、今後も農業と観光の連携という意味からも支援してまいります。

昨日、ピヤシリスキー場において、シーズン中における安全と無事故を願い、安全祈願祭が行わ

れました。今年度は新たにナイターシーズン券を設けるなど、利用者の一層の拡大に努めてまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

昨年に引き続き、北海道から職業能力開発協会への委託による「技能ふるさと塾」が、上川北部人材開発センターで行われました。ものづくりへの関心を高めてもらう趣旨で、市内高等学校と連携して事業を推進しています。さらに、8月から10月の3カ月間、人材開発センターの若年者就職支援OAシステム科の職場実習生を受け入れるなど、若年者の就職支援を実施しています。

また、高校生の勤労観、職業観、知識・技術に対する理解と向上を目指して行っているインターシップ事業にも、支援してきています。

季節労働者対策としては、就職促進のための新たな対策や特例一時金制度の存続について、市長会、上川総合開発期成会、国会議員に対して要望させていただいております。国の動向、制度内容が明らかになっていない状況ですが、関係機関・団体と連携し、情報の収集に努めて今後の方策を検討してまいりますので、一層の御支援をお願いいたします。

次に、学校教育について申し上げます。

各小中学校では、それぞれ特色ある教育活動を推進するとともに9月以降、学芸会や学習発表会・学校祭などを開催し、日頃の学習の成果を発表してきています。

また、名寄市教育研究所では、教育実践校の指定を受けた名寄小学校及び名寄中学校の両校において、10月24日に市内外から460余名の参加者を得て、上川管内教育研究大会を兼ねた教育研究集会在開催されました。その他、市内7小学校においても公開研修会を開催するなど、その成果を発表し研修を深めています。

さらに、11月2日には名寄市小中学校音楽発表会を行い、豊かな情操を育むとともに学校間の交流を図ってきました。

次に、特別支援教育について申し上げます。

9月に名寄市における実態調査を行うとともに、10月30日には第2回特別支援教育コーディネーター連絡会議を開催し、取り組みのあり方について研修を深めてきました。

また、10月9日には「NPO法人ことばを育てる親の会」北海道協議会主催の特別支援教育講座が開催され、保護者や一般市民120人の参加者を得て、特別支援教育への理解が図られたところです。

次に、いじめ等の問題につきましては、11月6日から8日に名寄市教育委員会として独自に実態調査を行い、現状の把握に努めるとともに保護者・学校及び教育委員会などの連携を強める中、積極的に課題の解決に取り組んできています。

次に、学校給食センターについて申し上げます。

学校給食センターの平成19年4月統合に向け、名寄・風連両学校給食会では2つの専門部会を設け、課題解決に向けた協議を進めてきました。その間、統合経過について学校・PTAに対する説明、保護者向けアンケート調査も実施してきたところです。

一方、専門部会では、より良い給食の実施を目指し熱心な議論がなされ、去る11月1日の合同学校給食会理事会で協議の結果が承認されました。これを受け、両学校給食会では11月に臨時総会が開催され、給食センターの統合について承認されたところです。

給食センター統合に伴う食器・食缶消毒保管庫などの設置・改修工事につきましては、学校給食の提供に影響の少ない冬休み期間中に行うべく準備を進めております。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

去る11月15日、平成19年度推せん入試・社会人選抜を行い、保健福祉学部の実員55名に対して昨年より8人多い142人が受験し、21日付けで58人の合格者を発表したところです。

初年度の推せん入試では、社会福祉学科で定員

20名に対して受験者は18人と定員を下回りましたが、今回は31人が受験し、新設学科の存在が浸透してきたものと考えています。

短期大学児童学科の推せん入試・社会人選抜では、昨年より1人少ない60人が受験し、27人の合格者を発表したところです。

開学から8カ月が経過し、学生も学内外での生活に慣れ、大学としても一定の落ち着きを見せてきました。

当面は、学年完成の間を一つの目標として、短大在学生の対応を含めた教育・研究の充実に努めてまいります。

次に、風連児童会館の改修について申し上げます。

風連児童会館は昭和49年に建設され、築後32年を経過し、老朽化が進んだため改修を行うものです。

改修の概要は、屋根、外壁、床、暖房機などの大掛かりなものであり、工期は明年2月末日を予定しております。その間、児童クラブと図書館風連分館が使用できませんので、代替の施設を利用し運営を行っております。児童クラブは11月6日から福祉センターに場所を移して運営されており、図書館分館は歴史民俗資料館を使用し、12月1日から2月28日までの開館予定です。

改修工事が終了後、備品・物品の搬入、図書の整理などを終えた後、4月1日からリニューアルオープンの予定であり、市民が利用しやすい快適な施設に生まれ変わるものと考えております。

次に、市立図書館について申し上げます。

図書館では読書週間にちなんだ特別展「猫のいる風景」や11月3日の「文化の日特別開館」及び「雑誌リサイクル」を開催し、多くの皆さんの参加や利用をいただき好評を得てきています。

また、28回目となる古典文学講座では、「古事記」をテーマに日本最古の歴史書に親しんでいただき、読書の普及に努めてきました。

次に、市立木原天文台について申し上げます。

天文台では、去る9月8日の部分月食と11月9日の水星の太陽面通過現象の観測に成功し、高速データ通信回線を利用した高画質配信によるインターネットライブ中継を行うなど、全国に情報発信をしてきました。

また、移動天文台車による観望会も数多く開催し、多くの皆さんに好評を得るなど、天文の普及に努めてきたところです。

次に、北国博物館について申し上げます。

9月から11月にかけては、地域の魅力を引き出す企画展として、「きのこ」「四季の植物」「ハーブリース」の3つの展示会を開催し、観察会と講演会を組み合わせ、延べ1,700人の観覧をいただきました。

また、博物館サポーターの自主企画事業は、今年の「しめ縄づくり」に引き続き、本年は「ぞうり作り」講習会を10月25日に開催し、好評を得たところです。

次に、芸術文化鑑賞バスツアーについて申し上げます。

本年も道内の優れた芸術を鑑賞する芸術文化鑑賞バスツアーを6月1日から10月12日にかけて5回実施いたしました。風連地区からの参加もあり131の方が旭川市や札幌市、富良野地方における美術館や記念館で優れた文化に触れ、好評のうちに終了いたしました。

次に、市民文化祭について申し上げます。

名寄地区は11月3日から5日にかけて市民文化センターと市民会館で、また、風連地区は11月2日から3日の両日、風連福祉センターで開催されました。それぞれの芸能発表や地域性豊かな展示作品、体験コーナーは多くの方の目や耳を楽しませ、名寄地区においては4,100人、風連地区においては1,570人の入場がありました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

10月9日にスポーツフェスティバルが、体育施設を無料開放して開催されました。体力測定やキンボール、ミニバレーボール、パークゴルフ、

フロアーカーリングなどの大会や協賛団体などの大会に2,097人の参加があり、多くの皆さんにスポーツを楽しんでいただきました。

南水泳プールは、6月1日の着工以来、順調にプールと管理棟の工事が進み、既に外構工事も発注されています。オープンについては、明年5月中旬を予定しています。

以上、主な行政事項につきまして、その概要を申し上げ、御報告といたします。

○議長（田中之繁議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（田中之繁議員） 日程第5 議案第1号 名寄市副市長の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第1号 名寄市副市長の定数を定める条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が本年6月7日に公布され、副知事及び副市町村長の定数は条例で定めるという地方自治法第161条第2項の規定が来年4月1日から施行となります。本件は、これに伴い本市においても名寄市副市長の定数を定める条例を制定し、必要な事項を定めようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

齊藤晃議員。

○31番（齊藤 晃議員） ただいま市長の方から名寄市の副市長の制定を求める条例の提案がされたわけでありまして、御案内のように、名寄市では行政改革も進めるということもありまして、合併に当たっては収入役を廃止をすると、こういうふうなことを既に進められておりまして、合併に

当たっての首長の姿勢というのが示されておったわけでありまして。ところが、今回提案されました副市長の数が従来名寄市では助役1名と、こういう形だったわけでありましてけれども、副市長という形にして定数を2人とすると、こういうふうな提案であります。そういう点では従来進める定数への姿勢、そういうふうなのから見て増員をするという根拠をどういうふうに置いて考えられたのか、その点についてまずお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 御案内のように3月27日に旧風連町、旧名寄市が合併をして、市民の皆さんに御利用いただく窓口等については二つの庁舎にそれぞれ組織を分けて配置をいたしました。副市長の呼称につきましては、この自治法が改正前でありましたけれども、3月27日の組織の改編に合わせて助役を副市長という呼び名をもって現在両方の庁舎に配置をしております。私は、市民の皆さんが速やかな課題解決に向けてそれぞれの庁舎に権限を持った副市長を配置することがこれからも望ましいと、このように思っております。分庁舎方式というのは、合併をした全国の事例の中では例としては少ないのですが、私はこの8カ月間執行体制を見ている中でやはりそれぞれの課題解決に二つの庁舎が分担をして、即決即断をしていくと、こういう兼ね合いも含めて2人の定数を維持していきたいと、このように考えております。私も火曜日、木曜日と午前、午後というふうに時間を割っているわけですが、それぞれの庁舎に勤務するという体制をとっておりますが、やはりどうしても公務出張等の日程も含めて実績としては不在の時間が出てしまうと、こういうこともありまして、御理解を賜りたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 確かに4月以降2人の助役制という体制で進んできておりまして、その内容でそれぞれの地域住民への対応というのは理解はするものの、改めてこういうふうな形で2

名というふうにしていくのだというふうになったことについて、やはり市民の間からある疑問は3万2,000名という、そういう人口の中で、分庁方式という建前ではあるものの予算あるいは事業規模などなどにおいては余りにも大きな差があるのではなかろうかと。そういうときに分庁方式ということで名寄庁舎、そして風連庁舎に副市長を置かなければならないのかと、こういう素朴なといいますか、率直な市民の声もあるものであります、そういう点で私もお尋ねをしているのですが、ただいまの市長のお話ではそれぞれ市長が火、木と風連庁舎に、一定の時間ではありますけれども、勤務をすると、そういう新たな体制をとっているにもかかわらず、そういう副市長を置いていくというからにはそれなりの機能分担といいますか、役割分担と申しますか、そういうようなことなどがどういうふうな形で行われようとしていくのか。さらに、今の住民との関係では、市職員の定数問題などなども含めていろいろ論議がされているわけでありまして、こういう副市長の定数、未来永劫続くという、そういうふうなまで考えているのか、その点あわせてお答えいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） お話がありましたように、合併に伴って職員の組織が統合されたわけでありまして、確かに御指摘の一般職員等については向こう10年間の新市建設計画の中でも御議論をいただいておりますけれども、これから退職等が定年も含めて数多く出るわけでございますが、決して退職者数をそのまま補充するというのではなくて、常に組織を点検しながら、スリムな組織にしていきたいと、こういうふうな考えており、具体的に総合計画の中でも御議論をいただいているところであります。ただ、庁舎を分けて、経済、建設分野を風連庁舎に、そのほか総務あるいは生活福祉、教育等の窓口についても風連庁舎、名寄庁舎に分けるといふ組織体制を構築してござい

ま、これらについては一定の時間がたって、また住民の意識が変わってということはくるかもしれませんが、しかし、現時点ではこの分庁方式、そして組織を分ける中で市民の皆さんに行政サービスというものをしっかりと対応していきたいと。しかも、その組織の取りまとめを副市長の職務でしっかりと担っていただく、このことが住民に直結したスピードのある判断、決定をしていくことにつながると、このように考えておりますので、当分は現在の組織を堅持していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 住民の立場に立って見た面では即決も含めた管理者が身近にいるということは大事だと思いますし、分庁方式という制度をとっていく以上は私も否定をするものではありませんけれども、しかし副市長という2人の人を置く以上は全体の職員のバランスの問題や、あるいは事業の問題などなどに応じて、やはり市民からそういうふうな、名寄庁舎にも副市長がいると、風連庁舎にも副市長がいると、ちょっと卑近な例で申しわけないのですけれども、同じ報酬もらっているぞと。そういう場合は仕事内容どうなっている、こういうようなざっくばらんなお話も伺ったもので、そのままで言うのですけれども、そういうふうな面ではやはり職員の定数の問題、あるいは多様な住民要求などを反映していくと、そういう面で責任のある対応を持ちながら、またそういうふうな市民の批判を受けないような、場合によってはプロジェクトの一定の部門も責任を持ってもらう。すなわち、御案内のように今道の駅、あるいは風連の駅前の市街地再開発問題がありますけれども、どれ一つ見ても総合計画との関連や、あるいは将来を見据えたときには誤りのない選択が求められるだけに、そういう役割なども含めて機能を発揮していくことが当面は必要ではないかと、こういうふうな考えますけれども、その点についてだけお答えいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 現在合併の初年度ということで大きな課題が山積をしております。しかも、住民の皆さんの一体融和を図るということで、いろいろな組織が統合できているもの、あるいはこれからも含めて存続をさせ、それぞれの活動を活発化させるものといろいろとございます。特に風連地区は合併特例区ということで、5年間特例区の区長も風連庁舎担当の副市長には担っていただいているわけございまして、こうした関連も含めてしっかりと地域の課題について全市的な見地から協議を現在も進めておりますし、これ以降もしっかりと進めて取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第6 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地方の自主性、自律性の拡大を図る措置を定めた地方自治法の一部を改正する法律が本年6月7日に公布され、来年4月1日から施行されるに伴い、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定し、本市における関係条例の整備を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 今提案説明で関係条例の整備ということで説明があったのですが、合併以降長年おりました収入役を後補充をせず、助役が兼務をする形で行政効率を高めているのですが、この提案の中にも病院事業会計の助役を会計管理者に改めると。そして、名寄市収入役を置かない条例の廃止ということでもありますけれども、その後今年度に入ってから会計課の体制整備や会計課長の役割、責任をランクアップをしながら対応していると思うのですが、現実これまで助役と会計課のかかわりについて、最終責任者が助役、この条例が決まれば副市長ということになるわけなのですが、実際の業務上実務的にどうかかわりがあったのかまず1点お願いをしたいということと、もう一点はいわゆる金の入り口も出口も、一人二役ということになりますから、実際に弊害というのがないのかどうか。支出の出口の方についての管理監督についても当然重要な役割として今まで収入役を長年置いていて、一つの役割としてあったわけでありましてけれども、それらについての危惧の声も一部聞こえるものことから、2点についてお尋ね申し上げたいと思いま

す。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 地方自治法の改正がございまして、従来は町村には収入役を置かないことができる、こういうことでありましたけれども、今回の改正では市においても置かないことができる、こういうことになってまいりました。収入役の職務というのは御案内のとおりでありますけれども、金庫制度、市の金庫制度というのが昭和45年からしかかれまして、実質的に現金等の収入、支出の管理については市金庫の業務を受ける金融機関が実際に取り扱うことになりまして、したがってそれ以前との収入役の責任というもの、いわゆる現金等の保管も含めてなくなったわけがございまして、もう既に自治法の改正前からそのような傾向は強くありました。この上川北部でも名寄市、士別市のみが収入役を置くと、こういうことでありまして、私は自治法の改正というものはそういう時代背景を受けた改正だなど、このように思っております。

問題は、従来収入役が対外的にも務めてきた業務についてどのような対応をするのかということでありまして、事務的には会計管理者ということで、職制を設けてしっかり対応するということでありまして、これらを含めて、私も含めて財政の管理について、会計の管理について収入役の職務だというふうに区分して考えるものではなくて、行政全体でこのことについてはしっかりと受けとめていかねばならぬと、こんなふうに思っているところございまして、御質問の懸念と申しましょうか、このことについては行政組織全体がしっかりと受けとめていくと。副市長は、実務の面で総括的に管理を発揮していくと、こういうことで御理解をいただければ。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） この5月から収入役の職務を兼ねてきたわけでありましてけれども、実務的にはほぼ今市長が答弁をしたとおりの出し入

れ、公金の出し入れ等について、あるいは管理について、これについては直接私もが実施をすることはないと。さらに、資金繰り、市の支払いの場合の資金計画をつくって資金繰りをするということも非常に安定をしてくている現在でありますから、それらについても一定程度これは直接資金繰りの業務に携わることはないというふうに思っております。決裁関係はもちろんでありますけれども、収入役としての決裁はもちろんやっておりますけれども、そのほかに例月の出納検査、これは収入役を兼ねているところが一部事務組合も含めてございまして、それらについても毎月の検査にやはり収入役として私は立ち会いをさせていただいているということでございます。

ただ、10月1日から従来の会計課長を会計室長ということで次長職にいたしました。これは、今回提案している条例の施行、つまり会計管理者体制をにらんでそういうふうにさせていただきまして、以降につきましては、この会計管理者という立場がやはり今まで収入役が持っていた意味の仕事を引き継いで持っていくということになりまして、総括的にはやはり理事者全体が公金の管理、その他も含めて責任を持ってやっていくということになってくるというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 事前に十分熟知していない部分もありますけれども、会計管理者というのは、いわゆる新しい副市長が兼務をするということではなくて、ランクアップした会計責任者が担うという受けとめで正しいのか。

もう一点は、実際には決裁行為がかなりあると思うのですが、物量的に副市長を兼ねながらその中身をチェックする余裕というのは十分あるのかどうか。実際に1年間で旧収入役、あるいは現助役がどの程度の決裁的なボリュームを、今まさに電子決裁でやられる、支出行為についても恐らくそういうシステムになっているのかなと思うのですが、物量的に実際にめくら判、言葉はよくない

ですけれども、そういうことの実態があるのかなのか改めて、若干心配もあるものですから。

あるいは、今齊藤議員が前段で質問ありました2人体制の副市長ということですが、片方の副市長がすべての旧収入役の役割をするというように限定をされてとらえていいのか改めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 前段の質問でございますけれども、会計管理者という職はやはり従来の収入役の職というふうにお考えいただいた方が一番わかりやすいかなと思います。したがって、会計管理者を置く場合には今までのように特別職が収入役を兼務すると、あるいは会計管理者を兼務するという事はないというふうに判断をいただきたいというふうに思っております。そのために置かなくてもいい条例の廃止をさせていただくということでもあります。

それから、物量的にどのくらいの量があるのだということは口ではちょっと言いあわせないことなのでありますけれども、一般の支出負担行為はこれは助役として、副市長としての専決処分に基づいて行うということになります。収入役の仕事は、やはり毎月どのくらいのお金が動くのか、毎月どのようにして支払いがされているのか、一件審査は全部担当の審査係長あるいは課長が行います。収入役の仕事は、全体の資金の流れを管理するという事ですから、決裁的には毎月の支払いのトータルの数字、これらについてチェックをするということになっておりますので、数字でございますから、積み上げて行って、きちんと帳簿と合っているかどうかのチェックということになりますので、表現にありました忙しさに紛れてめくら判ということではなくて、チェック体制は十分できるというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 長い役所経験の上でそれぞれお二人は今の職にあるわけなのですが、

そういう感覚で見ると金のやりくりも、金の出口もはっきりトータル的に管理をするという意味ではお答えとして効率的で立体的にできるという印象はありますけれども、市民感覚で見ると金の入り口と出口が同じ人でどうなのかという素朴な疑問も聞けるものですから、監査の事務局体制や監査委員さんがおりますけれども、監査事務局も職員削減なんかの影響もあって、120%出口の金を見ることができないという状態ではないのかというふうに考えておまして、まさに出口の段階での厳格な支出行為についての怠りなきを改めて求めておきたいというふうに考えております。

ただ、先ほど2点目で聞いた副市長2人体制で、いわゆるこの行為に関しては2人が兼務するという事はあり得ないと思っておりますが、現在の今助役がすべての決裁行為の最高責任者ということになるのかなと思っておりますが、お答えをいただいて終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 先ほどの齊藤議員の質問とも関連するわけでありまして、助役2人体制で、私が当然収入役も兼務していますから会計も含めて総務の関係、生活福祉の関係、教育は教育長おりますけれども、横の連携をとれるという関係です。小室助役が経済部、建設部、そして風連地区全般の関係という役割分担を持っていますので、決裁ルートもまさしくそのルートで行っているということでもありますから、それぞれが責任を持って決裁をしているということでもあります。もちろん合議という行為もありますけれども、主に責任を持つのは今言った仕事の分担で持っているということでありまして、決してその地区だけというふうに限っておりません。御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第7 議案第3号 名寄市議会議員及び名寄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第3号 名寄市議会議員及び名寄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本市では、平成19年4月30日任期満了に伴う名寄市議会議員選挙の執行が予定されておりますが、同選挙では合併協議におきまして最初の1回に限り第1及び第2選挙区を設けることになっております。本市は、候補者間の選挙運動の機会均等及び費用のかからない選挙の実現を図るため選挙運動の公費負担を実施しておりますが、同選挙における選挙運動用ポスターにつきましては、現行条例の基準で第1選挙区119枚、第2選挙区30枚のそれぞれポスター掲示場数分として、第1選挙区20万6,465円、第2選挙区16万2,900円が公費負担されることとなります。しかしながら、第2選挙区では枚数が少ないため1

枚当たりの作成単価が割高となり、候補者の負担も見込まれることから、市内印刷業者に参考見積もりを依頼し、実勢価格を把握しました。その結果、第2選挙区の公費負担の金額が現行条例の基準では実勢価格より低くなるため、本件は来年執行が予定されている同選挙に限り条例第8条中14万8,200円を17万10円に読みかえ、第2選挙区の公費負担の限度額を18万4,710円となるよう改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

斉藤晃議員。

○31番（斉藤 晃議員） ただいま提案されました市議会議員選挙並びに市長選挙における公費負担に関する条例であります。御案内のように市議会議員選挙においても各界各層から多様な人材が出て、住民主体のまちづくりに取り組む、そういう選挙が望まれるわけでありませうけれども、しかし選挙にはお金がかかると、こういうところから公費負担制度というのが導入されたことは御案内のとおりでありまして、ポスターのほかにも宣伝カーなどへの公費負担制度があるわけでありませう。今回は、そのうちのポスターに限って提案と、こういうふうな理解をするわけでありまして、名寄のポスターが119カ所、風連が30カ所、そういうところからの提案でありますから、そういうふうな業者との接点で均衡ある負担と、こういうふうな考え、理解をするわけでありませう。

それで、この機会でありますので、その他の宣伝カーなどなどの公費負担についての変更はないのか、あるいはその経費負担などについてもどういうふうな進行されようとしているのか。もう既に4月の末というふうにはほぼ来年の日程も決まりつつあるだけに、新たな立候補予定される方についてはこういう負担はどれぐらいがされるのかと、こういうふうなことも伺うわけでありまして、こ

の機会ですので、お知らせをいただきたいと思
います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていた
だきます。

この公費負担の趣旨につきましては、ただいま
斉藤議員がおっしゃったとおりでありまして、今
回市議会議員の選挙に当たって第1選挙区、第2
選挙区、この1回限りの部分でのポスターの部分
についての改正ということで提案をさせていただ
いております。そのほか宣伝カーですとか燃料で
すとか、それら以外の部分についても公費負担制
度を持ってございます。それらについても担当の
方では検討をしてございまして、前回執行されま
した市長選挙がございまして、それらの内容等も
精査をいたしまして今回ポスターの部分だけが、
名寄第1選挙区については119カ所の掲示場が
ございます。風連町は30カ所の掲示場というこ
とで、非常に掲示ポスターの開きがございまして、
単価の見積もりをとったところ非常に差が出てき
まして、現在名寄市で持っていますプラス14万
8,200円では負担が出てくるということで、こ
のような形で今回に限るということでの改正をさ
せていただいた上程になってございまして、その
他の部分についても検討した結果で今回ポスター
掲示場だけの改正ということになってございま
す。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 斉藤議員。

○31番（斉藤 晃議員） ポスターの件につい
ては、先ほどのちょっと市長の説明で聞きづら
かったものですから、具体的に名寄市のポスターは
幾らで、風連の第2選挙区は幾らなのか、ポスタ
ー額について正確にちょっとお答えいただきたい
と思います。

それから、一般論で言わないで、ほかの公費負
担制度はどういうのがあるのだと、それはおおむ
ねどれぐらい出るのだと、こういうふうなのがわ
かればひとつお知らせをいただきたいと思いま
す。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 2点の御質問にお答
えをさせていただきます。

1点目の1枚当たりの単価、具体的にというこ
とでございすけれども、名寄市の場合は1枚当
たり1,735円ということになります。風連町
の場合30枚でございまして、6,157円という
ことで大きな開きがございす。

なお、二つ目の質問にありましたその他の具体
的な内容についてということではありますが、現在
その部分についての手持ちの資料ありません。条
例を見ていただければということになりますけれ
ども、後ほど条例等で確認をいただければと、こ
のように思っております。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございま
せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いた
します。

お諮りいたします。本件については、委員会付
託を省略し、直ちに採決することに御異議ござい
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異
議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されま
した。

○議長（田中之繁議員） 日程第8 議案第4号
名寄市都市計画税条例の一部改正についてを議
題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 提案の前に、一部ミス

プリント等がございました。字句の追加、修正をおわびを申し上げます。

議案第4号 名寄市都市計画税条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

都市計画税は、都市計画事業、または土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画区域内の土地及び家屋の所有者に対して課する目的税であり、また都市計画法でいう用途地域は住居地区、商業地区、工業地区等市街地の土地利用を定めるもので、将来の市街化を見据えて適切な都市機能及び良好な生活環境を確保することを目的に定められております。

旧風連町は、旧風連町都市計画審議会を経て、北海道との同意協議後、平成18年3月24日に用途地域の指定を行いました。合併協議会におきましても議論されておりましたが、用途地域指定後は次年度に指定された地域に都市計画税を課税することになります。風連地区の課税区域は、名寄地区の例により、指定された用途地域及び農業振興区域内の農地を除く都市計画事業の整備区域となりますが、本件は課税区域の特定により用途地域以外の風連町の西町、北栄町、緑町及び字豊里の各一部を課税区域にしようとするものであります。また、同都市計画税の税率は、土地及び家屋の課税標準額の100分の0.3であり、従来の固定資産税に加え、所有者に課税されることとなります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

宮田久議員。

○1番（宮田 久議員） お尋ねをしたいのですが、都市計画の条例が提出されたわけですが、まず1点目には合併協定書の中には、2ページの地方税の取り扱いというところの都市計画税については、風連地域については用途指定の問題もありますけれども、平成22年までに調

整を図るということでございます。当然この合併の前については、この言葉よりも平成22年ころまでに一つはこういう条例や何か制定があるかもしらぬという、暗に先送りをしたような御説明がかなりあったと思います。これがまず1点で、私たちがこの条例が提出されるという話をお聞きしまして、風連地域において私たちの凜風会はこの状態は住民に十分周知しているかと、住民に理解を求めているのかということに対しましては、4年前ごろにちょっと説明をしたのだと。そしてまた、ことしも説明したらほとんど人数が集まらなかったと。この指定地域の中に私自身土地も持っていますけれども、私にも通知は来ていなかったという御指摘をしましたら、それは忘れていたと、今後において必ず説明をするからと。ですから、当然この条例が出される前にはこれに該当する方々に親切に説明があったという理解をしているのですけれども、住民は説明ないと言っているのですけれども、その辺はどうなのですか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

合併協議の中での御質問でございますけれども、これにつきましては議員もおわかりのとおりだと思いますけれども、農村モデル事業の補助を受けている関係からということでの一定の規制がございました。それに対しまして道との協議の中で、その規制は適用除外できるということでありまして、旧風連町におきましては都市計画税の審議会を経て、3月24日に道の告示が出されたと。合併前の旧風連町で行ってきた部分だということでございます。それに伴いまして用途地域が指定がされたということになります。指定と同時に都市計画税法の中では都市計画税を課税をすると、このように条例の中でなっておりまして、翌年度からの課税ということで、19年度からの課税と、このような税法上の取り扱いで、指定がされたということに伴っての都市計画税の課税ということ

であります。

それで、旧風連町の住民の皆さんに十分な説明がされていたのかどうかということでございますけれども、それにつきましても旧風連町におきましては都市計画区域の計画の作成の手續に関する条例の制定ということの条例制定をしながら、それにに基づきまして一定の住民周知を図っていくと。もちろんそれについては、説明会も開催をしているということで聞いておりまして、全市民がそのことを知っている、知らないかということについてはそれぞれ受けとめがあると思えますけれども、行政上の手續の上では住民に縦覧なりの期間なりを設けながら、周知を図っていたということで認識はしているところでありますけれども、市街地における高度化の部分ですとか防火対応の住宅の部分ですとか、用途地域の指定に伴っていろいろ規制がかかる部分についての説明については若干不十分だったということでさきの議員協議会の中でもお話をさせていただいておりまして、それらについては年内に対象の住民の皆さんに説明をするということでお話をさせていただいているのか、担当はこれ所管が違いますけれども、あわせて風連地区における広報「風」ですか、それらについても都市計画税の課税についての広報をしっかりしていきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 事務的にはきちんとやったのだよと、周知がされているはずだと多分理解をされていると思えますけれども、一般の方はそう理解していないのが私たち議員地元を回っていますとその話が聞こえてくるわけです。それで、これは公式ではないのですけれども、凜風会という組織としても小室助役さんと話しして、その後早急にやると、そういう説明をするのだということでも私たちはこれまで待っていたわけですがけれども、それが行われていない。私は、特にこのこと

を言いたいのは、お互いにこれから総合計画を立てるにしても、今後住民の方々と一生懸命協働でやるという姿勢の中で、お互いに情報を共有しなければならぬだろうと。そういう情報が発信されないで、きょうの議会で提案をする。いわゆる追認をしろというような考え方はいかがかと思うのですが、どうですか。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 先ほど総務部長よりあったとおり、地域住民にはきちっとしていこうということは今も変わりございませんし、年内にやる予定を組みながら、今日程の調整をしているところでございます。

先ほど言ったとおり、地域の方が呼びかけても来ない部分があったものですから、その後チラシを配って周知したというのが現在までのところに来ているわけでございますが、その段階で都市計画委員会等の意見を聞きながら設定になったということでございますし、その中で理解がされていないということであれば、先ほど言ったとおり12月をめどにやっっていこうということで、内部で今日程の調整をしているところでございますので、よろしく御理解いただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） どうしても理解ができないのは、この施行日は来年の4月1日から施行しますよと。きょう12月1日に議案で提出をしているということで、その後説明して、住民の理解を得られるという小室助役の自信を私は見ましたので、十分見ましたので、トラブルのないようにひとつやっってください。答弁は結構です。

○議長（田中之繁議員） 川村正彦議員。

○29番（川村正彦議員） 関連してまたちょっと質問させていただきたいのですけれども、まず一つ目は第2条です。ここで今提案されています第2条のところ、これ納税義務者等ということで規定をされているのですが、この中に用途地域並びに緑丘とか旧名寄市の地名が出てきて、徳田の

後に風連町西町、北栄町、緑町、豊里の一部というように風連に課税することによって変えていくということの御提案でございますが、例えばこれ風連町でいいますとここに出てこない本町、南町、大町ですか、仲町もそうでしょうか、こういうところは用途区域というくくりがあるからここにあってのせていなくていいのかと、その説明をちょっとまずいただきたいのと、それから2点目でございますが、今宮田議員からも御質問があったようでございますが、旧風連町民にとってはこの都市計画税というのは全く新たなその仕組みや中身もわからない税で、旧名寄市民の皆さんには長年親しんで、御理解も一定程度出ているのだろうというふうには思いますが、旧風連町にとっては合併してマイナス負担といいますか、負担がふえる一つの要素だという受け取り方をどうしてもしてしまうものですから、なおさら住民の皆さんに親切な説明なり、わからなかったらいろんな手段で一定の理解を得て、そしてこれも確かに合併して負担はふえるけれども、必要なことなのだという御理解をいただくのがまず先でないかというふうに考えるので、重ねて、恐縮でございますが、御答弁をいただきたい。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 今回追加といいたしでしょうか、西町、北栄町、緑町、字豊里、その部分でございますけれども、この部分は、基本的に都市計画税が課税になるというのは用途地域を指定した地域には課税がかかります。ですから、用途地域した地域の皆さんのところはここに追加してございません。当然課税がされるということでございます。それで、今回この加えた部分につきましては、都市計画区域内を指定をしております、その用途地域以外に区域となっている部分です。具体的にお話ししますと、下水道の供用開始をしている一部地域については、用途地域以外ですけれども、都市計画税は課税の対象になりますよと。また、都市計画区域でありますけれども、農業の

農振地区については適用外ですと、このように課税をしていこうと、そういうことでございます。

それと、新たに風連地区につきましては都市計画税が課税になるということで、課税対象区域の住民の皆さんには確かにこれまでなかった税が課税になるということでの税負担の重さということを感じられるということで私も感じますけれども、これは一つには都市計画税、目的税でありまして、良好な都市環境をつくっていくという、それらの税についてはその整備等に充てていくということを住民説明会の中でもパンフレットをつくって、一定の住民周知を図ってきているということで確認をしているところでありますけれども、先ほど申しましたように広報なよろ、さらには風連地区の風においてもそのような都市計画税の目的なり、税の負担についても理解を求めるような広報をしっかりとしていきたいと、このように考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 川村議員。

○29番（川村正彦議員） 直接この税とは関係ないのですが、合併間近に急に風連町で用途指定をしたものですから、多少事務的にも対応が十分でなかったような感じがするものですから、なおこの税の導入も含めて都市計画区域の用途指定、これについても関連して、私のところに昨年の暮れでしょうか、私のところは商業地域なのですが、ここでおたくの倉庫、店舗が不適格建造物という1片の通知をいただきまして、これしか入っていないものですから、ただし下の方に若干の説明がありまして、そのまんまいいのですよと、今度増改築するときには建築基準法で一定の制限がありますよと、こういうようなことがあるのですが、私のところにもこれ紙1枚ぽつと来て、わからないところは聞けばいいのでしょうか、やっぱり住民の戸惑いはどうしてもぬぐえないと思えますから、今後さらにこの税金だけではなくて、都市計画の用途地域を指定したことの住民の皆さんへの

影響をもう少し親切に理解を求める、理解していただく努力をすべきではないかと思いますので、重ねてお願いしたいと。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 本件につきましては、どうしてもやはり合併前の作業と、それから合併後の作業と、この二つに分けて考える必要があるだろうというふうに思っています。今御質問の中でも触れておりましたけれども、合併前、旧風連町としての用途地域を制定をしたと。それに伴う例えば都市計画税の部分、それから建築基準法の問題、さまざまな問題を住民説明会を昨年7月に行いますと、合併前ですから。したがって、それまでの間に、税に関して特に重要ですから、どういう扱いになるのか結論を出そうということで、合併協議会の中では既に御存じのとおりこれはどうしても19年からかかるのだと、何とかいろいろと協議をして、不均一課税の方法はないかということで北海道なんかとも協議をいたしましたけれども、やはりどうしても現状では無理だということで、法どおりそれでは都市計画税は課税になるということで、住民説明会の前までに何としても結論を出そうということで鋭意努力をいたしました。そのことに基づいて、私どもは旧風連町としての一定の作業はしていただいているというふうに思っております。

そして、合併した後のことにつきましては、その作業過程を経て、それでは次に今条例を提起しておりますとおりにこれに向かっての作業を進めてきたわけでありまして、その合併した後の作業として、その合併前の作業を引き継いできていますから、その不十分なところがあるよという御指摘だというふうに思っております。先ほど小室助役からも話をさせていただきましたけれども、住民の皆さんに合併前の作業、合併後の作業ということも含めて丁寧な説明をせよということでもありますので、時間的には非常に窮屈でありますけれども、ぜひ説明をさせていただきたいというふうに

思っているところでございます。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第9 議案第5号 名寄市営プール条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第5号 名寄市営プール条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本年完成する南水泳プールは、加温式で、25メートルプールと幼児用プールが併設されており、本市では初めての屋内プールであります。屋根には合わせガラスのトッライトを使用し、室内の熱効果を高めます。また、管理棟には男女採暖室、ミーティングルーム及び多目的トイレを配置しております。

本件は、老朽化及び利用者の減少などのため、昭和42年に開設した西水泳プールの用途を廃止し、新たに建設される南水泳プールの利用期間及び利用時間を定めようとするものであります。ま

た、同プールが加温式の室内プールになることから開設期間が長くなりますが、維持管理の点検が必要となりますので、休館日を他のプールと重ならない金曜日の午前中に設定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号については、本会議質疑を省略し、会議規則第37条の規定により総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、総務文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第10 議案第6号 名寄市企業立地促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第6号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

工場等設置費補助金及び環境緑化整備事業費補助金について国及び北海道の補助を受ける場合には、企業の自主、自立の原則的事業展開が損なわれないよう、投資額基準率に配慮した名寄市企業立地促進条例取扱要領を定め、対応をいたしました。本件は、同取扱要領で定めている基準について本市における工業の開発促進及び企業の立地を促進するため制定されている名寄市企業立地促進条例におきまして整備を行い、より明確にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入り

ます。御発言ございませんか。

宮田久議員。

○1番（宮田 久議員） この名寄市企業立地促進条例というのは非常にすばらしい事業でして、住民の方も非常に関心を持っているわけですが、言わせてみればここで条例を一部改正するというのは、今まで条例等を書いていないで、改めてここで直すという今回の条例の提案の理由だと思います。当然のことを条例に書いてある、それをまたパンフレットや何かに書いてあるのは、すべて3割の補助をするという項目の中に今まで国、道の補助金のことが一切触れていなかったわけです。今回は、そのことの今まで30%をある意味では15%、半分にしますよということだと思っておりますけれども、ここで市長にお尋ねしたいのは、この条例が制定されて今日までどのぐらいの補助を受けた方がいて、そしてそれは当然15%で、いわゆる要領か何かでやられたということなわけですが、本来は条例のとおりやるのが地方自治法で決められた中ですので、これが今回15%というのは今までのことが間違っていたと、今回こういうことで改めたいということであるなら、今までの補助を受けた方々にも謝罪する気持ちはあるのかないかお尋ねしたいです。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私の方からちよっとお答えを申し上げたいと思いますが、既に平成15年4月から取扱要領ということで適用させていただいております。既に補助を受けている方がいらっしゃるかもしれませんが、今お尋ねにありましたように国及び道の補助を受けた企業はあるのかというお尋ねでございますけれども、これは今のところございません。補助を受けているのはございません。したがって、市の単独の補助で今まで推移してきているということで御理解をいただきたいと思っております。

後段お話ありましたように、このことにつきましては先ほど説明の中でも申し上げましたように

明確に市民の方々にやっぱり指し示したいということでございまして、その分を国、道の補助を受けた分につきましては、こういうふうな率で支援をさせていただくのですよというようなことをはっきりと明記して、お知らせをしたいということがねらいでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第11 議案第7号 上川北部消防事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第7号 上川北部消防事務組合規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年6月7日に公布された地方自治法の一部を改正する法律が来年4月1日から施行されることに伴い、収入役が会計管理者に改められるため所要の変更をしようとするものであります。

地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めますので、よろしく御審議くださいますよ

うお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第12 議案第8号 名寄地区衛生施設事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第8号 名寄地区衛生施設事務組合規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

現在名寄地区衛生施設事務組合議会の議員定数は10名となっておりますが、本件は本市からの選出議員を1名減の5名とし、同議会議員定数を1市2町で合計9名にしようとするものであり、また本年6月7日に公布された地方自治法の一部を改正する法律が来年4月1日から施行されることに伴い、所要の変更をしようとするものであります。

地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入り

ます。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長(田中之繁議員) 日程第13 議案第9号 財産の取得及び処分についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第9号 財産の取得及び処分について、提案の理由を申し上げます。

平成15年度から事業推進をしております畜産担い手育成総合整備事業の実施期間中に財団法人北海道農業開発公社が設置する施設の取得及び処分にかかわる予定価格が2,000万円以上となる場合は、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会に提案することとなっており、平成15年第3回名寄市議会臨時会で議決をしていただきました。本件は、同事業量の増に伴う新たな財産の取得及び処分を行うため議会の議決を求めるものであります。

財産の取得及び処分の内容について申し上げます。同公社から本市が取得する財産につきましては、受益農家にかかわる畜舎施設1棟及び家畜排せつ物処理施設2基で、事業費から補助金を差し

引いた1億1,765万8,000円が取得予定価格となっております。

処分する財産につきましては、契約に基づく受益農家にかかわる畜舎施設1棟及び家畜排せつ物処理施設2基で、受益農家に売り払いいたします。処分予定価格は、事業費から補助金を差し引いた1億1,765万8,000円となります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

13時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時30分

○議長(田中之繁議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第10号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第10号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成18年6月議会の平成18年度名

寄市一般会計予算におきまして議決をいただきました小学校情報機器整備事業にかかわるものであり、平成11年度に市内小学校に導入した情報機器一式が老朽化したため更新する情報機器一式を取得しようとするものであります。

取得しようとする情報機器一式は、児童用デスクトップパソコン、プリンターなどで、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用し、5,733万円で取得します。名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の概要について申し上げましたが、細部につきましては教育部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 補足説明を今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 小学校情報機器の取得について概要を申し上げたいと思います。

市内の小学校11校に配置されております情報機器のうち、旧名寄市7校、旧風連町1校の情報機器につきましてはともに平成11年度に整備したものでございまして、導入から既に7年が経過し、老朽化が進んでおります。また、配置されている情報機器のハードディスク容量や基本ソフト、ウィンドウズ98が総合的な学習の時間におけるインターネットを活用した調べ学習等の補助教材の閲覧等における最近の高速通信網に対応しておらず、少なからず授業に支障を来す状況が出てまいりました。このため小学校8校の情報機器を更新するため、ことしの5月から小学校の情報担当教員による小学校パソコン整備検討委員会を立ち上げ、小学校における情報教育の現状を分析し、情報機器の整備の方向性や内容について議論を重ね、整備する内容をまとめてまいりました。

今回の整備の概要ですが、児童用デスクトップパソコンを140台更新するとともに、教師用ノートパソコン81台を更新、34台を増設するものでございます。また、周辺機器としてプリンタ

一の整備や最新の授業支援ソフトウェアを導入し、パソコン室で教師側のパソコン画面から児童用パソコンの作業状況を確認できるように配慮し、情報教育における機器類の有効活用を積極的に図ることを基本といたしました。加えまして教育上有害な情報などへの接続防止ソフトも導入し、児童に対する情報教育の健全育成にも配慮してまいります。職員室における教師用情報機器につきましては、ネットワークで登録した教員以外は情報の閲覧ができないようにするなど、情報の共有化や効率化を図りながら、情報漏えい防止やセキュリティ対策も強化しております。これら情報機器の整備を北海道市町村備荒資金組合の資金を活用し、整備しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

齊藤晃議員。

○31番（齊藤 晃議員） ただいま提案されました小学校におけるパソコンの問題について素朴な市民の声も含めてちょっとお尋ねしたいのですが、まず教員は今ノートパソコンというふうに言われましたけれども、生徒も同じくノートパソコンなのか、それともデスクパソコンなのか。

それと、このパソコンを使って、教科の中で活用している時間数はどの程度か、ちなみに1週間当たりでいいのではないかと思うのですけれども、あるいは1カ月単位でお知らせをいただきたいと思えます。

さらに、この機器の耐用年数です。7年たったのだけれども、もう相当今の情勢に合わない、こういう説明で今回更新するというのでありますから、もうパソコンの世界は本当に速いスピードで変革されておりますから、耐用年数をどの辺に置いているのか。あるいはまた、今まで使っていた古いパソコンがあるわけですが、その処分をどういうふうにしていくのか。

そして最後に、今回この北海道市町村備荒資金組合からということなのですけれども、ここに決めたメリットはどういうふうなことがあったのかひとつお知らせいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） まず、第1点目のパソコンの種類でございますけれども、児童用はデスクトップ型でございます。

それから、時間数ちょっと今あいまいにお答えしても申しわけございませんので、調べてお答えしたいと思います。

耐用年数は、たしか6年でなかったかなと思いました。

処分の方法なのですけれども、以前もこれにつきましてとはたしか業者さんに引き取ってもらったのでなかったのかと……ちょっと確認いたします。

それから、備荒資金をなぜ利用したかということなのですけれども、金利の関係で、リース資金を利用いたしますと金利が安く、今で2.5%ぐらいというふうに聞いております。備荒資金を利用することによって0.9%の金利で借りることができるということで備荒資金を利用しております。

以上、時間数と処分方法については、今調べてお答えいたしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 今の時代ですから、小学校の時代からパソコンに親しみ、そしてまた積極的な活用を図るということは理解しております。

それで、例えば11校あるというのに今回は8校だけということは、あと3校についてはもう終わっているのかお尋ねしたいのです。それと比較して、今回ののは金銭的にも相当いいのか。すなわち、もっとざっくりばらんに1台当たり幾らのパソコンなのか。すなわち、リースということでありましてけれども、リースでもいいのですが、1台当たりどれぐらいというふうに見ているのか。生徒の140台のデスクパソコン、1台幾らのものか、

あるいは教員のノートパソコン、1台幾らのものか。これはしたでないお金ですから、欲しい一般市民の方もなかなかちょっと買えないのだという声もありますけれども、決して安くはないわけで、どれぐらいのものか。だから、一定年数がたったときにその処分をどうするのかというのも一つ大きな課題で、今市場の中には結構中古パソコンや何か安く出回っておりまして、それは修理をしていこうということなのですが、そういう場合に大量に余り使っていないで、そしてこの使用済みの年式の古いものを買い取って行って、補修をして売るというのですか、こういう形も含めたいろんなことありますし、また今リサイクルの時代にありますから、そういうふうな面での活用なども含めた問題もあるものですから、処分は何か業者に引き取ってもらうでしたか、具体的にどれぐらいのお金でどうなるのか、対応の内容もう少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

これ教育部でわからなければ、総務部長の方でもいいのですけれども、庁内にも非常にパソコンがいっぱい光ファイバーというのを回線の中でずっと配置されておりますけれども、これらの1台当たりと比較してどうなのか。例えば職員の皆さんはノートパソコン持っておりますけれども、そのノートパソコンと今回教員の買う、配置されるといいますか、ノートパソコンの価格はどうか。同時にどこから買うのかと、今度は。取得の相手方を備荒資金組合というふうにすると、備荒資金組合から買うと、こういうことになるのですけれども、しかし今そのメリットは何かといったら金利が安いからと。しかし、大もとのパソコンは一体幾らなのかと。これはもう入札でいろいろ問題があるように、多くの台数を買ってもらうために破格の値段で落とすだとか、いろいろなことを聞くだけに、やっぱりこれだけ大きな台数、5,700万円ということなものですから、そういうふうな面、この機会なものですから、トータルで名寄市役所の職員の間でも配置しているパソコン

などなどについてもお知らせいただきたいと思
います。

それから、これだけの高価なものですから、や
はり扱い、管理、それから盗難の心配、故障した
場合にはどうなのか、こういうふうなことも含め
ていろいろ危惧があるわけなのですけれども、そ
こら辺もこの際ちょっとお知らせいただきたいと
思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 何点かお尋ねがあり
ましたので、お答えをさせていただきますけれど
も、まず1点の備荒資金組合の利用でございます
けれども、斉藤議員も御承知だと思いますけれど
も、備荒資金組合の譲渡事業というのがありまし
て、名寄市もその備荒資金組合に加入をしてござ
います。それで、大きく自治体でこのようなこと
の機器整備等についてその備荒資金組合の譲渡事
業を活用するわけでありますが、先ほど今部長が
言ったように譲渡資金を使うと0.9%ぐらいの年
利率であります。一般リース会社でいきますと、
先ほどお話があった2.3ないし2.5ということ
でありまして、契約につきましては名寄市と備荒資
金組合との契約、そして備荒資金組合と機器を納
入する会社との契約、さらには市とリース会社と
いまいしょうか、機器の会社と3者契約になりま
して、一括備荒資金組合を通じて名寄市に今言っ
た百四十数台のものが納品されると。それに基づ
きまして、うちの方は5年の償還で備荒資金組合
にお支払いをしていくと。その制度を利用して、
今回有利な利率の中での機器整備を図っていくと
いうことでの対応でございます。

それと、一般職員のパソコンの機器がどのぐら
いで、教育委員会で見童生徒が使うのがどのぐら
いの差があるかというのは、ちょっと比較する資
料を今持っておりませんが、今回総務費の
関係で一般会計の補正予算を計上している中では、
財務会計システムに伴う会計室に1台パソコンを
購入しますが、今回補正させていただいて

いる部分につきましてはおおむね23万何がしと
いうことでございまして、学校で使うパソコンと
財務会計等とそれぞれシステムの中での構築して
いる内容等に違いがあると思いますので、一概に
比較はできないのかなというふうに思っております。

なお、うちの方で対応が一定程度できまして、
今全庁的に1人1台のパソコンの配置をやっとす
ることができました。それに伴ってデスクトップ
のパソコンの処分については、単なる処分という
ことではなくて、有効に活用できる部分につい
ては利活用しようということで、それぞれ今会議
室等にパソコンの配置をしまして、全体的な庁内
的な各種行事ですとかグループウェア上に入っ
ている会議室の空き情報ですとか、会議室等にそれ
らの配置をしながら有効活用をしていこうと、こ
のように考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 処分の方法でござい
ますけれども、NPO法人の方で処分をやってお
りまして、名寄市からは送料だけを負担すれば無
料で処分してくれるという方法で過去のパソコン
の処分を行っております。

それから、今回整備しなかった3校のパソコン
の整備状況なのですけれども、2校につきましては
平成14年度に整備をしております。それから、
1校につきましては平成17年に整備しておりま
して、そのような関係でまだ比較的性能がいいと
いうようなことで、一応予定では今後平成20年
と22年にその3校については整備をしていき
たいという予定でございます。

それから、1台当たりの価格なのですけれども、
総額で契約をしているものですから、パソコンの
ほかハードディスクとかソフトとかいろんなもの
が入っておりまして、厳密な意味ではちょっと1
台当たりの価格は出かねる状況でございます。た
だ、この金額でパソコンとしては教師用、それか
ら児童用合わせまして255台の整備ということ

ですので、逆算して、ハードディスク等があるものですから単純にはいかないですけれども、1台当たり20万円以下ではないかというふうに思っております。

それから、時間数ですけれども、使用時間数、総合学習とか生活とか図工とかいろいろなものに使ってございまして、第1学年では年間26時間、第2学年では28時間、第3学年からはふえまして年間81時間、4年生は116時間、5年生は168時間、6年生は194時間というような計画で使っております。

盗難、故障につきましては、盗難につきましてはこれは学校の警備で、パソコンだけが特に盗難対象ということではなくて、学校の警備の中で全体で盗難に遭わないように考えておりますけれども、故障につきましてはこれを入れた業者さんと即連絡をとって対応できるような形でこれからも対応していきたいと。一たん故障いたしますと、しばらくの間使えなくなるというようなことはないようにいたしております。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 入れたころですから11年ごろでしたか、名寄市で小学校にパソコンを導入をして、今の情勢に合った教育を進めていくのだと、こういうふうなことで大きくPRもして導入が始まってきたものですから、これだけ一定の年数たてばパソコン教育におけるいろいろな有利な面や、あるいはまた管理上の課題だとかいろいろあるのではなからうかというふうに思っていたものですから、ちょっとお尋ねしたのですけれども、やはりこれだけ活用しているパソコンに当たって、なかなかわからないというのがちょっと私はわからないのですけれども、例えばノートパソコンなんか20万円もしたら高いと思わないですか。これだけのたくさん、255台なのです、入れるの。はしたでないのです。そうなってきた場合に、名寄市全体で財政問題がどうだとやら、あるいはいろいろな物品を購入する場合には有利

な、あるいはもっとというようないろんなことを課題で論議しているわけです。ですから、これだけのものを購入するに当たっては、確かに5月から検討してきたというのがありますけれども、やはりそういう担当と同時に財政問題や何かも含めた担当と十分協議もされて、あるいはまた14年、17年に購入したときと比較してどうなったのか、そしてまた名寄市全体でも今いろいろな職員も持ったりなんかしているわけですから、そういう面で有利というか、語弊ありますけれども、できるだけやはり使うものを皆さんに安く、そしてあと使い勝手がいいものにしていこうではないかとか、いろいろなのが出てくるのではないかというふうに思うものですから、そういう面ではあえてこの機会にいろんなことも知ろうということでお尋ねをしているのですけれども、そういう点では総務、財政部などとも含めて、こういう備荒資金でこれだけの台数をやる上では管理運営上も非常にいいのだと、こういう結論に教育部としてもなったと思うのですけれども、あわせて全体を見ている市の方としてもそういう面での合意がとれて、どういう面でこれはいいのではないかというふうになったのか、最後にひとつお知らせをいただきたいと思います。

時間数もこれだけということですから、相当使われたと思うのですけれども、この間7年の間で何かパソコンが故障したとか、あるいはこのパソコン室をちゃんと管理をしておくとか、すなわち寒かったりなんかする場合に故障の原因だとかいろいろな課題があったのですけれども、そういうふうなのが今回それぞれ配置される学校では従来と同じような形でパソコンの部屋を設けて、そういう管理をしながらやるのか。しかし、今でしたらいろんな家庭でほとんど持っていますから、また新たな展開になったのか。平成11年のときはまた違った今時代になってきているものですから、どういうふうな形でこれら機器が十分に管理もされ、運用されていくのかお知らせをいただき

たいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 先ほど答弁漏れがございました。納入業者につきましては、これは市内業者で入札を行いまして、10社で入札を行いまして、その結果名文堂さんが落札したということで、名文堂さんと備荒資金とで契約して、名寄市は備荒資金と契約するというような形の3者契約になってございます。

それから、今回の整備によりまして、40人学級を対象にしておりますので、大体子供2人に1台のパソコンが当たるというような感じになっております。ですから、パソコン教室の方では20台と教師用のパソコンを配置するというような形になっておりまして、最低でも2人に1台、1学級の人数が40人というのは余りございませんので、三十何人かというようなことですので、1.何人かで1台を操作するというような形になってございます。

それから、パソコン教室の管理でございますけれども、これはパソコン教室ということで一つの教室を使ってございます。ですから、使われなようなときについては当然施錠等の管理も行いますし、寒さによってパソコンが故障するというような話はちょっと私は聞いてはいないのですけれども。前よりも今回は、高速通信網に対応がなかなかできないというようなことで、補助教材等ネットワークで活用したくても反応が遅いというようなことで、それで今回新しいような仕様で対応して、このように発注しようとするわけなのでございますけれども、これについては先ほども言いましたけれども、情報担当教員がこれからの小学校の情報教育をどういうふうにするかということで5回にわたっていろいろ検討しております、仕様を。そして、それに合うような形で納入していただける業者を、こういうような形で納入していただきということで仕様書を出しまして、それに基づいて10社の方が応募してくれたという形で

ございます。管理については、せっかく入れた高価なものです。十分これは故障のないよう常に気をつけて管理をしていきたいというふうに思っております。

それから、パソコンの値段ですけれども、先ほど私のおおむね20万円以下でないかということでお答えしたのですけれども、1台分に換算すると大体15万円相当だそうでございます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） これらについては、入札等については私の方の所管の中で担当しておりまして、競争入札によって一定の予定価格の中で入札をした結果、今言った業者に落札という形でありまして、それらについてはよりいいものを安くということの観点で予定価格を設定した中で競争入札で落札をさせていただいているものでございます。

○議長（田中之繁議員） 宮田久議員。

○1番（宮田 久議員） わからないから、もう一つ教えてください。今回備荒資金組合から購入したという、相手先になりますけれども、名寄の方でいろいろな入札行為をして、その責任分担というのは、故障があるとかいろんなクレームがあるというのは備荒資金にするのですか、それとも落札された名文堂さんですか、どっちなのですか。この辺はつきり教えてください。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） これは、落札した業者ということでございます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） たまたま備荒資金という資金を借りるから、そちらの方で入札して、ここをトンネルにきなさいよと。これは農協ですか、よく十勝の方で独禁法に触れるような、ひとつそこでやるのだから、ここを通しなさいよという、何かそういうことがあってこれやっているのですか。それとも単なるこういう入札行為を全部やって終わったものを備荒資金が購入して、そして名

寄に売りますよということになっているのか、その辺どうなのですか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 備荒資金組合と業者との契約が一つあります。それで、備荒資金組合に納品がされたということで、それから備荒資金組合から名寄市が受け取ると、譲渡しますと。それによって備荒資金組合に名寄市は5年間支払いをしていくということでありまして、さらに備荒資金組合と落札した業者との契約行為が発生すると、そんな形でございます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） もしクレームだとか故障だとかというのあったときには、あくまでも名寄市として財産を取得したわけですから、この関係は市と備荒資金との間の中で、名寄をAとします。備荒資金をBとします。落札した業者をCとします。CとBとの関係は、AとBとの間の中に条件に、契約や何かにきちんとうたわれているのですか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） A、B、Cそれぞれで契約をしております、トラブル等の発生するときには業者がその対応に当たるということになります。

○議長（田中之繁議員） 熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 聞く予定はなかったのですけれども、今のやりとり聞いていて、これの保守委託、いわゆる端末の環境整備だとかLANの構築関係についてもこの中に全部含まれているということで理解しているのかどうか、1点。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 今回の購入の中には、ソフトの導入とLANの構築とすべて入っていると。それで、LANはもう既に構築されておりますので、その修正が若干あるというふうに推測されます。

なお、先ほどお話がありましたのは、3者契約

はきちんと結んでいるということでありまして、漏れのないようにきちっと契約を結んでおりますので。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） そうすると、これから業者さんとの保守委託、管理関係については、全く別契約ということになるのか。別契約であるとするれば、また新たにどの程度毎年維持管理にかかるのか明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 申しわけございません。調べて後でお答えしたいと思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 暫時休憩。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時08分

○議長（田中之繁議員） 再開いたします。

今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 大変失礼いたしました。

保守点検ですけれども、5年間の契約ということに業者との間でなっております。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第15 議案第11号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第11号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置について、提案の理由を申し上げます。

国の医療制度改革により、平成20年4月から75歳以上の方等を対象として新たに後期高齢者医療制度が創設されることとなり、同制度では後期高齢者の事務を処理するため、都道府県の区域ごとにすべての市町村が加入する広域連合を設けることになっております。同制度の運営に当たりましては、財政の安定化及び広域化を図るため、広域連合が医療給付や保険料の決定などの財政運営を行い、市町村は保険料の徴収やいわゆる窓口業務等を行うこととなります。広域連合は、平成18年度末までに設けることとされておりますが、広域連合を設けるためには市議会の議決により北海道後期高齢者医療広域連合規約を定め、知事に同広域連合の設置許可を受けなければならないことから、本定例会におきまして議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

齊藤晃議員。

○31番（齊藤 晃議員） ただいま提案されました条例について市長の方から甚だ簡単な提案説明であります。しかし、この内容は、御案内のようにこの6月の国会で制定されまして、75歳以上の後期高齢者と、こういうふうに言うのですけれども、75歳以上の人たちがすべて対象と、こ

ういうふうになるわけでありませう。

問題は、なぜ今ここにきて75歳以上を分けてこういうふうな体制を、あるいはシステムをつくるのか。そしてまた、その内容はいかがかと、こういうことが非常に大きな関心があるわけでありませうけれども、それらについては全然説明がなかったのですけれども、どういうふうにその点押さえておられるのか、まずその点からひとつこの目的、そしてその内容、どういうふうになっていくのかお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 新たな後期高齢者医療制度の創設ということで今回御提案をさせていただきますけれども、平成19年度から団塊の世代が徐々に退職をしていくということで、前期高齢者は当然ふえていきますけれども、10年、20年後を見据えますと、非常に後期高齢者も大きな割合を占めていくということがございます。現在70歳以上老人保健制度ということで続いてまいりましたけれども、平成15年から1歳ずつ年齢を引き上げまして、平成19年10月には老人保健制度につきましても75歳以上が対象になるということがございます。

こうした背景の中で、今齊藤議員おっしゃったようにことしの2月に健康保険法の一部を改正する法律が提出されまして、6月に成立をされたということがございます。こうした国会の流れも受けまして、この5月には全道の市町村の代表といえますか、市長さん、それから町村長さん、そうした方々が事前のそうした準備委員会に至るまでの幹事会、そして担当職員によるワーキングということで、種々この制度の部分につきまして協議をしてきたということがございます。8月に入りまして、25日には準備委員会を立ち上げたということでもあります。そして、この中では、この法の改正の中で都道府県がそれぞれ広域の後期高齢者の連合会をつくるという法律に基づいてその準備をしてきたということでもあります。10月に入

りまして、北海道では第2回の準備委員会を開きまして、その中で規約あるいは負担金等の協議を進め、11月2日に全道の市町村長に対してこうした規約を12月の議会に提案していただきたいということでございます。この12月の議会の提案の後、全道の市町村がこの議会の議決を終えたときに北海道知事にあて許可申請を求めるということで、こうした流れになっております。

議員おっしゃるとおり、どうして今こうした後期高齢者医療制度があるのかというふうにおっしゃられましたけれども、こうした以前の老健制度の流れ、そしてこれから大量に後期高齢者等の人口割合がふえるといったことも含めて、今後安定的な医療制度を進めるということで、こうしたことが出てきたということでございます。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） ただいま説明ありましたように都道府県単位にこの組織を、広域連合を設置していくと、こういうふうなことで、何か高齢者の部分自治体から外れるのではないかと、こういうような誤解を与えるような内容でありますけれども、問題は75歳以上の、私どももいずれなるのですけれども、本当にその内容がいいのか悪いのかという尺度でやはり見る必要があるのではなからうかと、こういうふう思うわけで、できればこの制度による内容はということもお尋ねしたところでありますけれども、余り詳しくは説明ありませんでした。

私どもいろいろなお話を聞いたりしてまいりますと、結局部長は安定的な医療制度のためにと、こういう言い方をされたのですけれども、実はもう一つ言葉をかえまして、適正な医療費の支出、医療費の適正化と、こういうことを盛んに政府は言っております。すなわち、高齢者になるほどお医者さんにかかる率がふえ、医療給付費がふえているのだと。これをわかりやすく言うと削減をしたいということが大きな命題というふう言わ

るを得ないのです。その一つにして大きな問題になっているのは、診療報酬をこの一般の人と後期の人と別建てにしていくと、こういうふうになっておりまして、早い話が75歳以上の人たちは診療報酬は定額制にしていくと、こういう内容が含まれているというのです。御案内のようにいろいろな病気がありますから、あるいは入院も長かったり短かったり、それを定額制にするということは医療費の削減そのものなのです。ですから、やはりそういうふうな問題が明確にあります。

さらにまた、働く人たちにお年寄りや長生きをして医療費がかかるという怒りを、早い話怒りを助長するために分断政策として働く労働者の保険料の支出の中に一般保険料と特定保険料というふうに分けて、私は自分のためには一般保険料として何ぼ払わなければならない、しかし高齢者のために特定保険料として何ぼ払うのだと、こういう仕組みがこの保険料の中に含まれてくると、こういうふう聞くわけでありませぬ。

ですから、定額制にして医療費を減らす、それに対して反対の声が起きても、それは我々だって一定こうやって担っているのではないかと、こういうふうな形で加入者の間に、国民の間にそういう分断を持ってくる、そういうおそれがありまして、まさに医療費を削減し、高齢者への医療差別に道を開く、こういうふう言っても言い過ぎではないと、こういうふう思うわけでありませぬ。これは市長の責任ではありませんから、言っておきませぬけれども。政府がそういう方針を決めて、自治体に押しつけているということなのです。

問題は、今度は保険料なのです。保険料をこれまた都道府県別に決めますから、おおむね北海道の場合はどれぐらいかという試算が出ているはずですので、それをひとつお知らせをいただきたいと思ひます。そしてさらに、それを今度5年ごとに医療費の適正化計画ということを求めようであります。そして、一生懸命医療費をかけなかったところは優良なところで、医療費のかかった県

は悪い県、だからというようなまたそこで差別が出てくると、こういうような従来の社会保険制度とはちょっと違った考え方の内容が含まれているというふうに私は聞いているわけでありませう。

さらにまた、特に名寄市でも国民健康保険税など議会で論議できる、そういう住民参加のもとでは当然なのですけれども、今度は北海道全体で市町村の代表、議会の代表、これで見ますと32人ですか、ごくごく少数で物事を決めていくという。そうなりますと、住民参加をこれもまた困難にしていくなかではないのかと、こういうふうに思うわけでありませうけれども、それらの点についてどういうふうに考えておられるのか、この際お知らせいただきたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 保険料の試算ということでちょっとお答えさせていただきますけれども、まだ確定ということではありませうけれども、今試算の段階の中では、新聞等の報道等もありますけれども、年間約8万5,000円ぐらいでないかということでございませう。ただ、これについては平成19年11月ごろにその保険料等の確定といひませうか、そうしたことが出てくるのではないかなというふうに思ひておひませう。

また、今準備委員会、あるいはこの広域連合会、少数の人数で決めていくのではないかといったそんな話もありませうけれども、これにつきましては、北海道市長会あるいは北海道町村会、道、そういったことでの相互の連携をとりながら、北海道全体を見ながら協議をしておひませうということでありませう。また、担当職員も含めてそうした協議をしておひませうということでありませう。

また、今後広域連合の議会といひませうか、そうした部分も32名ということでありませうのではないかといったようなお話もありませうけれども、これも各議会の定数といひませうか、そういった部分割り出して、80%、40人の80で32名といったような割り返しをしておひませうということでありませう。

おひませう。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 具体的な内容については、私の方から問題提起をしましませうけれども、それに関連しての答弁はありませうでしませうけれども、これがどんどん知らされてくるにつけて、そういう問題点が明らかになっていくと思ひわけでありませう。特に年間8万5,000円、全国的に見て北海道の場合は1万円ほど高いようでありませう。しかも、これは年金から無条件に天引きすると、従来と同じく、介護保険制度と同じく差し引きが行われるわけでありませう。負担は間違いなく、しかし医療についてはそういう差別の可能性がありませうということでは、本当に高齢者の皆さん大変な苦渋が押しつけられるのではなからうかと、こういうふうに思ひわけでありませうして、提案をされた島市長に問題があるわけではないのですけれども、やはりこういうふうな住民いじめの施策を医療費の適正化の名のもとに医療費給付の差別の道を開くと考えられる広域連合の設置については私は賛成がでしませうないことを表明して、質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませうせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませうせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

起立により採決をいたします。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（田中之繁議員） 起立多数であります。
よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第16 議案第12号から議案第14号までの専決処分した事件の承認について3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第12号から議案第14号までの専決処分した事件の承認について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、災害復旧費にかかわる専決処分であり、平成18年10月8日未明の低気圧による被害の概要は、市有林等の倒木被害で5,087本、2,900万円、営農施設等農業被害で224カ所、2,400万円、その他公共施設被害等を含め総額5,900万円を超えております。

平成18年度名寄市一般会計補正予算では、歳入歳出それぞれに1,940万3,000円を追加し、予算総額を186億9,483万5,000円に、平成18年度名寄市下水道事業特別会計補正予算では歳入歳出それぞれに12万6,000円を追加し、予算総額を19億178万6,000円に、平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算では歳入歳出それぞれに60万円を追加し、予算総額を2,925万6,000円にしようとするものであります。

まず、一般会計の歳出につきましては、災害復旧事業費におきまして公共土木施設災害復旧費に398万円、文教施設災害復旧費に170万円、その他公共公用施設災害復旧費に1,332万7,000円、衛生費におきまして二つの特別会計への繰出金として39万6,000円を計上いたしました。主な事業は、風倒木の撤去費で1,193万8,000円、建物と設備の修繕費及び購入費で572万9,000円、ポンプ排水及び排水機場の運転手数料等で58万円となっております。

次に、同会計の歳入につきましては、立木売払収入で370万5,000円、全国市有物件共済会から建物共済給付金81万円を見込み、不足する財源は前年度繰越金を1,488万8,000円追加して調整を図ろうとするものであります。

次に、下水道事業特別会計では名寄下水道終末処理場の風倒木処理費を計上し、財源は立木売払収入と一般会計繰入金で調整いたしました。

次に、食肉センター事業特別会計では、屋根修繕費を計上し、財源は建物共済給付金と一般会計繰入金で調整いたしました。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、議案第12号外2件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号外2件は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号外2件は承認することに決定いたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第17 議案第15号 平成18年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第15号 平成18年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたり臨時的経費を中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれに6億3,518万1,000円を追加して、予算総額を193億3,001万6,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして合併特例振興基金積立金5億6,500万円の追加は、合併に伴う財政支援として許可される合併特例振興基金造成債11億7,000万円の2分の1程度を積み立てしようとするものであります。

3款民生費におきまして後期高齢者医療広域連合負担金15万7,000円の追加は、平成18年8月25日に準備委員会が発足し、平成19年3月からスタートする同広域連合の運営経費を負担するものであります。

6款農林業費におきまして農業振興施設等整備事業補助金2,730万円の追加は、五大農園株式会社が導入した製粉機、大豆豆乳化機械等農産物加工施設整備事業に対し、補助率2分の1以内で交付される北海道単独補助金を間接補助するものであります。

7款商工費におきまして道の駅整備事業費4,674万円の減額は、トイレ部分を先行して建設する予定でしたが、関係機関と協議し、全体計画を見直し、翌年度に一括実施することにしたことによるものであります。

8款土木費におきまして市道除雪排雪対策事業費1,400万円の追加は、燃料単価の見直しと除雪車両の借上料を当初見込みよりも増額したことによるものであります。

10款教育費におきまして給食センター整備事業費1,750万円の追加は、名寄学校給食会及び風連学校給食会で協議いただいた温かい給食を提

供するためシャトルコンテナほか統合に伴い食器等を購入しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の増減のほか、市町村合併補助金を1,500万円見込み、収支の差額を財源留保しておりました前年度繰越金5,572万6,000円を追加して調整を図ろうとするものであります。

次に、第2表、債務負担行為補正では、畜産担い手育成総合整備事業平成15年を変更し、市役所名寄庁舎清掃等業務委託料ほか17件を追加しようとするものであります。

次に、第3表、地方債補正では、市有林造林事業ほか5件を変更し、合併特例振興基金造成債を追加しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 補足説明を石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて追加説明をさせていただきます。

まず最初に、歳出から説明させていただきます。議案第15号の15ページをお開きください。2款総務費、1項8目企画振興費の地域活性化推進事業補助金370万円の追加は、コミュニティー助成事業助成金を財源に、名寄地区の南5区町内会に物置、テントを、また風連地区の北地区地域協議会には音響映像設備の購入費を間接補助するものであります。また、自治基本条例策定事業費28万円の追加は、庁内検討委員会を立ち上げ、アドバイザー招聘に要する費用を計上するものであります。

2項徴税費の市税賦課事業費37万円の追加は、風連地区の都市計画税課税区域図を作成する経費を計上するものであります。

17ページをお開きください。3款民生費、1

項4目市民活動費の生活安全推進事業費14万6,000円の追加は、赤色回転灯5台分、パトロール棒30本を購入する費用であります。

19ページをお開きください。4款衛生費、1項1目保健衛生総務費の小児救急医療支援事業補助金102万1,000円の追加は、補助対象日数が7日から26日にふえたことによるものであります。

21ページをお開きください。6款農林業費、1項2目農業振興費のなよろ産米ブランド化推進事業補助金100万円の追加は、風連産ウルチ米をこめごころとネーミングして販売促進するための公募、パッケージ版代等の費用を支援するものであります。

23ページをお開きください。4目農業振興センター費の実証試験展示事業の542万2,000円の追加は、主としてアスパラ大苗供給にかかわる種子及び消耗品を計上するものであります。

7款商工費、1項1目商工業振興費の合併記念全市連合大売出し補助金300万円の追加は、合併を契機に景品に独自の地域通貨券も取り入れ、地産地消と商店街の活性化を図るべく支援するものであります。さらに、中心市街地近代化事業補助金523万円の追加は、ホテルレストラン改築とクリーニング店の新築の2件の申請がありましたので、支援するものであります。

27ページをお開きください。8款土木費、4項3目公園費の公園維持管理事業費5万9,000円の追加は、後ほど報告第2号で報告させていただくアカシヤ公園遊具事故にかかわる賠償金であります。

31ページをお開きください。10款教育費、5項大学費、1目学校総務費の大学一般行政経費の使用料及び賃借料200万円の追加は、大学入試の2次試験会場札幌会場の会場借上料を計上するものであります。

次に、歳入について説明させていただきます。9ページをお開きください。13款分担金及び負

担金の小児救急医療支援事業他市町村負担金17万円の追加は、この事業が名寄市と士別市の共同事業のため、士別市立総合病院支援分、20日分の3分の1に相当する額を士別市が負担するものであります。

15款国庫支出金、2項1目総務費補助金の市町村合併補助金1,500万円の追加は、給食センターの食器保温食缶購入等起債の対象にならない事業及び合併に必要な事業に充当すべく要望額を計上いたしました。

13ページをお開きください。21款諸収入、4項5目雑入の森林国営保険給付金446万4,000円の追加は、平成16年度の防風災害における旧風連町有林被害に対するものであります。同じく平成4年度水田農業確立推進事業補助金返還金49万2,000円の追加は、アスパラ自動選別施設の増改築に伴い既存施設の一部が取り壊しになり、補助金返還義務が生じ、JAから返還させるものであります。これは、歳出予算に計上して、国に同額返還するものであります。

22款市債につきましては、事業費の確定した事業について今回の補正で整理をさせていただきました。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。
○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） 1点だけお聞きをしたいと思えます。

商工費の商工業振興一般行政経費ということで、合併記念全市大売出し補助金が300万円ということであります。先ほど補足説明もありましたけれども、独自の地域通貨、あるいは市長の行政報告でありますと歳末商戦の盛り上げ、あるいは商工業の活性化と地産地消の観点から支援をするというふうに昼前の行政報告で言われましたが、この300万円の補助の中身として、全市大売り出

しの総体の費用からいくとどのぐらいのパーセンテージになるのか、まずお聞かせを願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お尋ねいただきました全体の計画、売り出しに対する計画はいかほどかというようなことでございますが、645万円でございます。売り上げ目標につきましては、1億5,000万円ほどを見込むということでございます。それに伴いますところのほぼ、300万円ですから、5割というか2分の1といえますか、それ相当の分の支援をさせていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） それでは、今回300万円の補助を出すということでありますが、それはいい悪い別にしているいろいろあるのでありますが、中身的に久しぶりの大売り出しという状況であります。それまで市として全市大売り出しに補助を出していたのかどうか。これは300万円という約50%近い補助率でありますけれども、今回だけなのかどうか。ただ冠に合併をつけたから出したのかどうか、その辺ちょっとお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話ありましたように、300万円につきましてはどうなのかというようなお尋ねですが、名寄の分の中ではちょっと耳にして聞かせていただいているのは4年ほど前といえましょうか、5年になるのでしょうか、その程度は……出してないですか。失礼しました。そうしたら、ごめんなさい、ちょっとそんなことで耳にしたものですからお話したのですが、旧風連の部分につきましては40万円ということで、今の現行の予算の中で応援をさせていただいているのですが、これにつきましては毎年夏の中元と、それから歳末の大売り出しというようなこ

とでやっておりました。近年は、旧風連の部分につきましては歳末だけの大売り出しに御支援をさせていただいているということでございます。

それで、きょうから既にスタートしたというようなことでございます。景品総額が約2,870本が当たりますというようなことで、けさほどちょっと新聞広告の中に黄色いチラシの中で入ってまいりましたけれども、そんなことであくまでもこのことにつきましては地域の活性化、あるいは今回合併もさせていただいたものですから、地産地消の観点でやられるというようなことでお聞きしたものですから、それに対する御支援をしていきたいということで、先ほど行政報告にもありましたようにウルチ、モチ、あるいは「ゆきわらべ」、北の公爵等々の地元産のものを使っていただけるというようなことで御支援をさせていただくというふうにさせていただいております。

それから、これは来年以降どうなのだというようなお尋ねでございますが、これらにつきましては今これから事業を取り組んでいくわけですから、また成果等を踏まえまして実行委員会等の方々もお話をさせていただきまして、また御相談をさせていただくことになるのかなというふうな考え方でございますので、とりわけことしの分につきましてはこういった事業で取り進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） おおむねわかったというよりも、理解はしませんが、流れ的にはわかったということですが、この300万円の出し方について、行政側が300万円出してやるよと言ったのか、商工会の方から出してほしいと言ったのか、この額の基準というのが全然わからないのです。約50%近い補助ですから、本来でありますと商工会、商店街が中心に出して、それで景品をつくってやるというのが基本なのでありますけれども、しかし今回は約50%近い補助を出

してやると。そのことがどうも私には腑に落ちないという中身なのです。もう一回、最後になりませんが、300万円の出し方について再度お聞かせを願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 3月27日に旧風連、旧名寄の合併がございまして、旧名寄市としては歳末大売り出し等はしばらく休んでいた実態がございました。これは、大型店の進出ですとか、あるいは商店街連合組合だとかいろんな取り組みはしながらも一つにまとめ切れないといいますが、実態がございました。ことしの合併を機に何とか風連商工会の皆さん、名寄商工会議所の皆さんが一体的な一つの目的を持って大売り出し等の実施をしたいと、こういうお話を夏から伺っておりました。その手法等については、私ども行政としては趣旨目的を応援するというで具体的な内容にまで関与していないわけですが、特に私の方から申し上げましたのはこの機会に地産地消、特に風連産のウルチ米を重点的に名寄市民に広報していただくこと、あるいはモチ米、非常に評価が高いわけですが、ただ単に農協を通じて実需者の方に届けるだけの目的ではなくて、市民にも具体的に利活用していただくような方策をあわせてこの機会に広めていただきたいと、こういうことを中心にして要請をしておりました。したがって、結果として経済部長からの答弁のように商品総額の幾らという歩どまりになったようですが、隣接をする自治体等との関連も含めて、さらには地元で経済循環をするように地域の限定した福引当選と申しますか、そういう地域限定の商品等を設定していただいて、この機会に合併をあわせて市民と一緒に記念したものに発展させていただきたいと、このような願いでの金額設定でございまして、300万円というのは立場を変えれば多いと、立場を変えればもっとというお話かもしれません。しかし、私の方では近隣のそうした記念事業等も勘案をしながら判断をさせていただいたと、

こういうことでございます。

○議長（田中之繁議員） 田中好望議員。

○15番（田中好望議員） 1点だけちょっとお伺いをいたしたいと思います。

ページ数でいきますと、23ページの商工費の中で道の駅整備事業、多額の4,674万円ほどの減額補正になっております。先ほど市長からさわりの部分だと思いますけれども、この減額になった理由、それをもう一度説明してください。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 4,674万円という減額の部分の内訳でございましてけれども、先ほど市長の方からお話しした分の道の駅の新築工事でございますけれども、これ900平米ぐらいの予定をしておりました。それと、関連する整備事業もあるのですが、これで4,564万円、そのほかに春の段階で道の駅の施設整備の調査設計委託、これの入札も既に終わっておりますから、これにかかわる執行残、これが110万円、両方足しまして4,674万円、トイレです。トイレの分でございまして、それから設計の執行残ということで合わせて4,674万円ということでございまして。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 失礼しました。それで、このことにつきましては、先ほどもちょっと触れたのですが、設計の段階でもいろいろお話をさせていただきましたし、それから隣接する特産館さんの部分の協議も今させていただいておりますし、あわせて出店を含めて中で営業される項目等々もありますものですから、そういったものも今同時並行しながら話を進めています。そんなことからしますことが1点と、それから一体的に事業をやろうということで、施設も一体的な施設で、外観も含めてそういったものを取り組んだ方がいいという御意見等も多くあるものですから、この際道の駅につきましては、トイレの部分

につきましては後送りさせていただいて、そして一体的に整備を図った方がよろしいというふうな結論に達したものですから、この際トイレの部分につきましては来年度の方に送らせていただいたという理由でございます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） 春に予算計上して、その分一部執行残もありますけれども、関係機関と協議をした中で将来的に道の駅をどのようにするかという協議の中でいわゆる見送ったということの理解でよろしいですね。

さっき議会当初に市長から行政報告の中で、道の駅整備につきましては今年度は調査設計と隣接家屋の解体撤去を行っていますと。予定していたトイレの工事については、隣接企業との一体感を持たせた道の駅とするため、19年度においてセンターハウス、レストランをあわせて建設してまいりますということは、これ決して私は道の駅を否定するものでも何でもありません。これは、今一番旧風連町民が関心あることです。ということは、いわゆる一部うわさになっております特産館を解体して、そのレストランをというか、別な形でしょうけれども、今部長が言われた一体感を持たせるというような理解で19年度に建設事業を行うということでよろしいのですか。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話ありましたように、特産館さんの部分につきましては特産館さんの営業を今されている部分なのですが、その部分で今特産館さんとお話しているのは、メインとなっている特産館施設につきましては製造加工に限った施設に使っていかうと、これから生かしていこうということでございます。そして、今現在特産館の中にはレストランと、それから物販、もちを中心にお店を出していただいているのですが、これらの機能につきましては道の駅のセンターハウスというふうには呼ばせていただいているのですが、そちらの方に移っていただいて、そちら

の方でやっていただくと。つまり既存の施設につきましては、製造加工、もちのラインだけをつくるというふうなことでございます。それで、施設が共有してできるものですから、それがばらばらな施設だったらやっぱりイメージとしてよくないものですから、外観も含めて一体的に使う、いわゆる中の機能性も一体的に使った方がいいのではないかなというふうなことの御意見等をいただいておりますから、そういう方向性でお話をさせていただいているというふうに御理解をいただきたいと思っています。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） そういうことですのであれば、例えば解体費、これはどちら側がどうするのか、それ最後に。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 解体は今のところありませんから、解体は考え方にはないのです。壊すという考え方はないのです。ということで御理解していただけますか。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほどの報告の中にありました解体というのは、前に用地を最後に買わせていただいた民地の分と民家の部分の解体を指していることでございますので、そのことを行政報告の中には書いているわけでございます。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 補足をさせていただきますけれども、道の駅の議論いろいろございまして、トイレをまず開発としてはつくってほしいと。そして、トイレができれば道の駅として認定できるということで、トイレだけまずつくろうと思ったのですが、それでは余りにも一体感がなくなるということで、せつかく場所も場所ですから、今ある特産館さんと並べてトイレもセンターハウスもつくっていった方が来るお客さんも非常に都合いいだろうと。問題は、中身をどうするかというこ

との議論が非常にまだ希薄だったということなのです。中身というのは、物販は何をするかということで、物販に出店したい業者さんもたくさんいるわけですから、その物販を出店するためにはどういう業者をお願いしようと、近場には特産館さんありますから、特産館さんとの協議はそういうふうに進める。特産館さんだけということではなくて、出店をしていただく業者はどのような業者でいく。もちをメインにしていこうという今はテーマなのでありますけれども、もちといってもいろいろありますから、あるいはもちだけではないなくて、ほかのいろんな業種も物販に入っていたかと、そういうような協議を今進めているということですから、ただ、今手間本部長の方からできれば建物を統一したいと、イメージを、そういうことありますから、今特産館さんが建っている建物と、それからこれから建てる建物とのイメージを統一するためにはどういう手法があるのか、それは解体をするということでは全くなくてイメージを統一していこうと。その建設費用、その費用などについてはこれからの協議ということに相なります。

○議長（田中之繁議員） 林寿和議員。

○8番（林 寿和議員） 13ページと、15ページにも関係するのですけれども、合併特例振興基金造成債、これが5億6,500万円基金として積み立てということで、総合計画の資料等を見ますとこれは10年間使うことはできず、積んでおいてその利息を運用するような、そういう性格のものとは私は認識しているのですけれども、それで利息だけといいましても今のこの低金利の時代です。一年一年の利息を運用していくのか、それともそっくり10年間この基金として置いておくのか、この基金の性質といいますか、そういうものについてもう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

今回合併特例基金造成債ということで、おおむね11億7,000万円のうちの2分の1を積み立てるといってございまして、御案内のとおりこれにつきましては10年間取り崩すことができない基金ということになってございまして、今回2分の1を積み立てをすることになりますけれども、まだこれからの協議になりますけれども、今回議決をいただいた後に市中の銀行に高利の部分の現在1.4%ぐらいの利率のものがございまして、4年で預けていこうかなということで考えておまして、国債の利率と比べても高い利率の方に預けるようにしていきたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） お話がありました金利運用の関係であります。現在非常に低金利の運用になりますから、果実を使って事業を起こすのは非常に困難というふうに思っております。したがって、合併特例基金の性格といたしまして、これから交付税の算定がえが10年間続くと。それが10年間たったら、次からはがくっと落ちていきますので、そのときにこの合併特例振興基金を使いなさいと、こういう趣旨なのであります。したがって、10年間というのはそこなのでありますけれども、私どもといたしましては実はもっと早く使いたいというのが本音なのです。本音ですけれども、縛りがあるから、どうしても使えないと。しかし、利子だけ積み立ててもこれまた中途半端な利子になってしまうということになりますから、これは10年間積み立てる中、あるいは5年の中で利子だけ運用するののかというのは、合併に要する事業のあんばいを見て使っていきたいというふうに思っております。基金そのものもどういふふうにしたら繰りかえ運用なども可能なかどうかも含めて、財政運用全体の中で検討していきたいというふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） 10年たてば、あとは

積まなくても活用できるということなのですから、そうすると10年後、これも一つの起債ですから、やはり借りたものは当然後年次で返していく、普通の一般の起債でも何年か据え置きその後元金と金利つけて返していくのですけれども、これについては10年後から返すようなスタイルになっていくのでしょうか。そういう性格ではないのですか。そこのところですか。やはり市債のところを出ていますので、借金ですので、いつかは払う。当然交付税のバックはあると思いますけれども、そこのところについて説明をお願いします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 積み立て10年以降の取り崩しということでありまして、10年後の償還ということになってくるということで認識しているところであります。

○議長（田中之繁議員） 佐藤靖議員。

○2番（佐藤 靖議員） それでは、2点ほどお聞きしたいと思いますけれども、観光費の道の駅の関係ですけれども、先ほどの田中議員と助役のやりとりで一定程度理解するものでありますけれども、この種計画の基本的な予算の計上の仕方というか、考え方なのですから、例えば市長が先ほど行政報告の中で述べられたこと、そのとおりだと思うのですけれども、当然こういうことは計上する前に協議をして、だからその一つの方式としてトイレはトイレで先行すると、それで予算を計上すると。だから、ここに書いてある調査設計委託料もそれに基づいて発注するというのが基本的なシステムの流れだと思うのですけれども、それがこの段階になってトイレはやっぱりこっちと一体化ですよ、全体的に計画を見直すのですよといったら、当初予算の計上というのが何だったのか、基本には何があったのかというのを一回教えていただきたいのと、もう一つは教育費の大学関係の学校総務費の先ほど使用料及び賃借料の中で札幌会場の第2次試験分で200万円、当初予算がここで賃借料で計上している278万円と

いうのがあります。さらにそれに200万円プラス、1会場で200万円というのは非常に高額な気がするものですから、ちょっとそのお考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 予算措置の関係であります。道の駅の関係、当初トイレのものを当初予算に盛りました。これは、開発局でいいますと、どうしてもこの年に地面を整地したらすぐつくる、それが絶対条件であります。当初の旧風連町と開発局の話合いといいますか、それが条件であります。したがいまして、今回このようにするまでの間、開発とは随分やりとりをさせていただきました。開発はもうやってもらわなければ困ると、トイレだけでもつくって、道の駅をオープンしてもらわなければ困りますと。それで、開発自身としてはオープンしたらその後また情報機器なんかを入れて、道の駅のネットワークをつくっていききたいと、こういうようなことなのです。そこで、先ほど来話した理由で、もう少し効率的にやるためには後年度に送りたいという協議をさせていただきました。開発は、当初その原則だったのでありますけれども、内容を十分に理解をしていただいたということでありまして、当初はやはり原則的に整備が終わったらすぐトイレ、そしてすぐトイレだけでもいいからオープンと、こういうようなことでありましたから予算をつけさせていただいたのでありますけれども、今話した経過で開発にも理解をいただいて、一体整備というふうになったということであります。

○議長（田中之繁議員） 中尾市立大学事務局長。

○市立大学事務局長（中尾裕二君） 一般入試の札幌会場の件で御質問いただきました。初年度の入試につきましては、相当数の受験者数になるということも含めまして、新札幌のコンベンションセンターを借りて実施をしたところではありますが、2年次目につきましては入試センターの試験に参加をするということで、これほどの広さのものは

要らないということで実は会場を探しておりまして、当初予算には会場が決まっておりましたので、計上ができなかったということで今回実は補正をお願いしております。今回使用する会場につきましては、立命館大学が道庁のすぐ近くにサテライトとして新築をした建物がございまして、これの貸し室をお借りをして入試を行うと。費用につきましては、会場の借上料が184万5,000円、これに不随をします入試にかかわる備品の借上料が15万5,000円と、合わせて200万円ということでありまして、相当札幌の都心部としますと、相場ということもあるのかもしれませんが、私どもの感覚としては相当やっぱり2日間借りる分には高いという認識も実は持っております。入試の会場ですから、安定的に同じ会場で毎年実施するということが望ましいわけですけれども、立命館大学の方と協議をしまして、2年次目以降はできれば1年間の年間契約をして部屋を使ってほしいと。費用は500万円だと、こういうことでありまして、20年度の入試に向けまして今後一定の時間をかけて札幌の市内にあります私立大学の校舎を借りることも含めてぜひ今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 道の駅の関係は、助役ので理解はするのですけれども、助役、聞いていますか。理解はするのですけれども、風連の道の駅というのは風連の人たちも含めて、新しい同名寄市の市民も含めて、風連の3大事業としてしっかり位置づけされ、認識されている事業の一つ、その中心とは言わないですけれども、両翼を担っている事業ですので、もっと事前にしっかりした議論があって、その中の一つとして開発はどうしてもトイレというのはわかるのです。そこがきちっと議論をしていないで、先に開発がトイレだ、トイレだと言うから、それだけはどうもつくろうというのではなく、あそこはどうしてもトイレをつくると当然ながら隣接する企業との関連が出て

くる、あの同じ敷地内にあるわけですから。その議論がきちっと十分されていて、予算計上するというのが筋ではないのですかというのが一つと、例えば今回当初予算では設計委託料2,000万円出していますよね。不用額110万円出して、今度は1,890万円で、全体計画が例えば見直されてもこの金額というのは動かないという認識で、例えば今まで協議をされてきて、一定程度何か枚が青写真が出たみたいですが、その辺も含めてこれから全体的にもう一回見直してもこの金額は動かないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 後半の御質問は、そのとおりだというふうに認識をしていただきたいというふうに思っております。

前半は、確におっしゃるとおりなのでございまして、ことしの3月に合併する前の1月の段階で実は委託したコンサルから青写真が来た、それからの議論ということで、議論が多少おくれたことは事実でございます。しかし、一方では床の方、土地の方が開発の事業として着々と進んでいくということだったものですから、その辺は非常に私どもも合併する前から旧名寄市、旧風連町で道の駅についてももう少し議論を煮詰められれば、こういうことなかったなという反省はしておりますけれども、どうしてもその辺がうまく議論が進まなかったと。商工会議所、商工会も含めて、例えば出店がだれなのか、あるいは責任持つ事業者はだれなのかということも含めての議論を並行して進めていたものですから、なかなかその辺が話としてすきっと進み切れなかったということでありまして、非常に大きくその辺は議論が立ちおくれたことは反省しておりますけれども、どうしても今ここで多少怒られても、ここでひとつ後顧の憂いを残さないようにトイレは何とか後送りしたいと、こういうことの願いを通じさせていただいて、今回の提案になりましたということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 今助役おっしゃられたとおり、ぜひそういうふうに進めていただきたいと思います。

大学の入試の方については、どうしてもこうやってやると金額だけが先に動いてしまって、また入試でこういうの借りたら200万円もかかったという話ばかりが出るとまずいですので、ぜひそういうときはいい学生を集める点に必要な投資もあると思いますので、ただ厳しい財政情勢ですので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（田中之繁議員） 木戸口真議員。

○9番（木戸口 真議員） それでは、1点だけちょっとお聞きしたいと思います。

21ページの6款農林業費、先ほどちょっとお話あったのですけれども、なよろ産米のブランド化の推進事業の補助ということで、先ほど市長の方からも行政報告ありましたウルチ米のこめごころですか、風連は447ヘクタールのウルチ面積があるわけですが、そうした中で農業者として常々地産地消ということで、合併と同時にそういった方向が出されたわけですが、そういった中で支援するという、先ほどパッケージの補助事業というお話だったのですけれども、この100万円の事業の内訳をお知らせ願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 100万円の支援の内訳をということでございますが、事業全体としましては120万円でございます。そのうちJAに御負担をいただいているのが20万円ということで、合わせて120万円ということでございます。申し上げます。ネーミングパッケージの募集に係る経費として30万円、それからパッケージ版代、版を起こす版代、これで50万円、それから販売促進、きょう、あす等々で試食会等もを行いますものですから、そういった経費について4

0万円ということで、計120万円という内訳になっております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） ただいまこの100万円の内訳、事業費120万円ということで、JAが20万円出すということで、ここのネーミングからこの事業にかかわるもので支援事業として出されたわけですが、この支援の対象になる農業者の方々、447町ですか、あるわけですが、この方々のこれに対する効果とか、その人方の負担というものはどのような方向になっていくのか、その辺わかりますか。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） このことにつきましては、行政とJAと、それから良質米生産組合、この3者で実行委員会をつくりまして、今回のなよろ産米のブランド化の推進事業について取り組んでまいりました。したがって、生産者等にかかわる分につきましては、今申し上げました良質米生産組合さんの方の配下の中で進められるものというふうに理解しておりますから、その生産者の方々の費用負担分につきましては私どもの方では承知をいたしておりません。いずれにしても、3者で今まで事業に取り組んできたということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） この事業による効果が大だと私は思うのですけれども、その事業効果どのぐらいと試算しておられるか、その辺はないのでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） まさにきょう、12月1日ですから、きょう試食会やりますし、あすからは産地フェアをやらさせていただきます。もろもろ名寄はもとよりこの道北圏、あるいは場合によったら交流都市等々も視界に入れながら進めてまいることになるかと思っておりますけれども、い

ずれにしても効果につきましてはどれほどというふうなことは具体的に計画は持っておりませんが、そういったブランドのこめごころという商品ができたものですから、これらにつきましては積極的に働きかけをし、呼びかけをし、使っていただくということで進めてまいりたいというふうに思っています。効果の部分につきましてはもっとお時間をいただくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（田中之繁議員） 野本征清議員。

○16番（野本征清議員） 15ページの関係で1点お尋ねをいたしますけれども、基本条例の策定の関係で28万円、今の説明ではアドバイザーの招聘という話がございますが、市の基本条例の制定については道内でもそれぞれあちこちで下地、前倒しの下地づくりに向けた議論は最近報道で随所に出ているわけですが、今回どういう形でアドバイザーを招聘し、どういう任を担うために予算措置をされたのか、まずお伺いをいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

自治基本条例の制定につきましては、合併の新しい建設計画の中でも大きな項目のこれからのまちづくりをしていくための自治基本条例という位置づけの中でしっかりと策定をしていきたいと思いますし、また総合計画におきましても協働のまちづくりの視点の中の一つということで大きな部分で条例の制定をしていこうと、このように考えております。

それで、制定に当たりましては、庁内の職員によるまず基本的な学習会から始まりまして、一定の職員がその条例に向けての認識をしっかりと。さらにまた、住民の皆さんにもそのことをしっかりと認識をしていただくということで、なるべく多くの市民が理解をする中で条例を制定し

ていきたいと思いますということで、考え方の中では2年かけてということで基本的に思っている部分でございます。18年度については、庁内議論をしっかりとしていきたいと。19年度については、市民組織を構築する中で講演会なり、フォーラム等を開催する中で2年かけて策定をしていきたいと、このように考えている事業でございます。

それで、今回28万円の補正を上げさせていただきましたのは、大学の教授に策定にかかわっている部分でのアドバイザーということで月2回程度、札幌大学の法学部の教授でありますけれども、御依頼をさせていただきました。それに係る経費ということで月2回、交通費等の費用を今回計上させていただいたものでございます。御理解いただきたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 野本議員。

○16番（野本征清議員） わかりました。

これは要望なのですが、こういう形でアドバイザーを招聘ということで、それぞれ我が市においても議論のスタートを切ったというふうに理解するわけですが、御案内のとおりお隣のまちにおきましても道内の大学の先生、学生等を招聘したり、また早くもお隣はもう既に提案がされているわけですが、今総務部長からお話のとおり職員内部と並行しながら、これは従来のデスクプランに終わることなく、市長が常におっしゃられているとおり市民役のまちづくりに向けての大切なスタートですから、今後今お話しのように十分議会内部での議論も当然でありますし、逐次そういうスタンスで作業体制を整備していただきたいということを強く要望して終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第18 議案第16号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第16号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、増加傾向が続く退職者等被保険者の療養給付費負担金及び職員人件費を中心に歳入歳出それぞれに8,105万8,000円を追加して、予算総額を29億6,115万6,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款総務費では、人事異動によるもので人件費1,640万6,000円の減額、共同電算事務処理システム改修に係る臨時賦課金として33万6,000円を追加、医療費適正化特別対策費に62万8,000円を追加しようとするものであります。

2款保険給付費では、退職等被保険者数が合併時点から既に106名増加しており、退職被保険者等療養給付費に9,650万円を追加しようとするものであります。退職者等にかかわる医療給付の1人当たりの給付額はやや減少傾向を示しておりますが、被保険者数の増加が医療給付総額を押し上げていることによるものであります。

次に、歳入について申し上げます。3款療養給付費等交付金では、退職者等の4月以降の医療実績の伸びにより交付額の改定が通知されましたの

で、9,500万円を追加しようとするものであります。

7款繰入金では、保険基盤安定繰入金におきまして国民健康保険基盤安定事業負担金の申請による確定分で246万4,000円を追加、その他一般会計繰入金におきまして職員人件費繰り入れ分で1,640万6,000円を減額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第19 議案第17号 平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第17号 平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして事業の組みかえと人的配分の減にかかわる職員給与費等の調整をしようとするものであり、歳入歳出予

算それぞれに1,373万3,000円を減額して予算総額を19億4,667万7,000円に、サービス事業勘定・風連では職員給与等の調整をしようとするものであり、歳入歳出予算それぞれに2,706万3,000円を追加して予算総額を4億5,072万3,000円にしようとするものであります。

まず、保険事業勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では、職員給料等1,314万5,000円を減額、4款地域支援事業費では介護予防事業費におきまして478万6,000円を減額、包括的支援事業費におきまして419万8,000円を追加しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。事業の組みかえにより、2款使用料及び手数料では地域支援事業利用料70万円を減額、3款国庫支出金では7万5,000円を減額、4款道支出金では33万8,000円を増額、7款繰入金では職員費の調整等により一般会計繰入金1,329万6,000円を減額しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・風連について申し上げます。歳出の1款総務費では、職員給与費分1,882万2,000円を追加、2款事業費では介護サービス事業費分824万1,000円を追加しようとするものであります。

歳入の3款繰入金では、2,706万3,000円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

岩木正文議員。

○4番（岩木正文議員） 介護の旧風連におきまずサービス勘定の一般管理費なのですが、17ページの職員給与費、この中で給与、職員手当、共済費で何と1,937万円の増額が今回の補正で上がっております。さらに、居宅介護サービスでも賃金として154万円に共済が20万円、さらに施設介護サービスの事業費でも賃金で62

0万円増額になっていますが、この理由をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） まず、サービス勘定の部分でございますけれども、当初予算編成時におきまして施設長などの人件費が当初予算の中に盛り込まれていなかった事情がございます。さらに、4月1日付で准看護師の配置がございまして、またさらにここでの臨職、嘱託の部分についても触れられておりますけれども、ここで職員の中に病休、または介護休暇をとっている者がございまして、それらの調整を行った結果でございます。それから、臨時職員の方につきましてもお尋ねがございましたけれども、先ほど申し上げましたように職員費の方で8月から介護休暇並びに病気休暇をとった職員がございまして、それに対する補充がまず1点ございます。それから、しらかばハイツの方にケアマネジャーに対する配置を行いまして、それと介護主任ということでございまして、そういう体制づくりを行った結果臨時職員を2名増員したことになっております。

以上のようなことが主な理由になっておりまして、当初予算の設定から現実的には病気に伴う臨職の補充があったりですとか、それから人事異動があつて人件費が追加されたというものでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） 今臨時職員の採用だとかお話ありましたが、この金額が1,900万円ですから、当初予算に加えまして。これは、一部話聞いたことがあるのですが、しらかばハイツ関係、私さきの決算委員会でも残業が多いのではないかというようなことも指摘した記憶があつて、この数字を見てちょっとお話をいろんな方に聞いてみますと、給料が上がったという事実はあるのですか。私は、合併協議で給料や何かは合併時の水準でいくというようにとらえていたのですけれども、合併した後に給料が上がったという事実はご

ざいますか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 合併をした後給料の調整というのはどうしても出てまいりまして、それで旧風連町の給与レベルと旧名寄市の給与レベルが違いました。それで、新しい給与レベルをつくりまして、その結果上がった方も下がった方もいらっしゃると思います。それで、上がった方は追いつく、下がった方は追いつくまで足踏みしてもらおうという現給保障という制度がございます。合併協議の中では、給与については現給保障をします。これは、地方公務員法で定められている内容なものですから、それは動かしがたいということでありまして、上がった方も下がった方もいらっしゃるということでもあります。

ちなみに、しらかばハイツの場合は上がった方が多いということでもあります。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） 給料が上がるというのはちょっと私理解なかなかしづらい部分があるのですけれども、やはりどこの市町村も今財政上非常に厳しくて、職員給与の削減を実施したりしているところもあるわけですよ。それで、合併して、今まででは風連のしらかばハイツの人たちの給料というのはそんなに異常に低かった給料で働かされたということなのではないでしょうか。やっぱり合併して給料が見直されて、低いから上げているということにはちょっと私なかなか理解しづらい部分があるのです。それであれば、話によると、職員間で話ありますけれども、風連の課長は名寄の課長より給料が高い、まずそういったところは是正とかそういうことが先であって、合併したことによって給料が上がるというのはどうも理解できないのですが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 旧風連町、旧名寄市ともに独自の給与条例を持っておりまして運用しておりましたから、必ずしも何歳時点で幾らというこ

とで一致をしておりませんでした。それで、同じ市になりまして、同じ基準をつくりました。同じ基準のもとで、新名寄市に就職した場合にはどうだという基準を全部つくりました。つまり今までの名寄市の基準と風連町の基準と、それをあわせて調整をさせていただきました。その結果、上がった方もいれば下がった方もいるということなのであります。

下がった方という表現は、足踏みをして待っていていただくということなのです。それは、地公法でどうしても減額をするという理由は処分しかありません。それはできませんので、本来上がるべきところ、例えば1年に1遍定期昇給あるとすれば、上がることを上げないでそのままにする、それで追いつくべきところまできたら、そのまんま上げていくということですから、実質俗に言う昇給延伸措置という措置をとっている。それから、一方低い、ラインに到達しない人については順次上げていくということで、そのラインに到達するまで上げていくという調整の方法、これは合併市町村の場合は大体そういうような方法でやっております。どうしても話つかなかった佐渡島の佐渡を中心としたところは、11市町村が合併したのですけれども、11市町村の給料そのまま使っているということで、調整がつきませんでした。しかし、それは職員に対する士気の問題であるとか、融合の問題だとかについては大きな弊害があるのかなというふうに思っていますけれども、名寄市の場合は風連町と鋭意話しまして、その基準を一つつくったということでもあります。

○議長（田中之繁議員） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第20 議案第18号 平成18年度名寄市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第18号 平成18年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、職員の人件費の補正が主なものであり、歳入歳出それぞれに1,023万円を追加して、予算総額を19億1,201万6,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款下水道事業費では、一般管理費におきまして職員共済費などの増により62万8,000円を追加、下水道整備事業費におきまして役務費の増により2万5,000円を追加、維持管理費におきまして職員1名増により職員給料等915万2,000円を追加、処理場管理費におきまして修繕工事等の増により123万円を追加、水洗化促進費におきまして貸付預託金等の減により89万3,000円を減額しようとするものであります。

2款公債費では、長期債償還利子及び一時借入金の金利が当初を下回ることから、400万円を減額しようとするものであります。

3款諸支出金では、中間納付消費税額の増により408万8,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。4款繰入金

では、一般会計繰入金におきまして歳入歳出予算調整のため1,131万4,000円を追加しようとするものであります。

5款諸収入では、貸付金元利収入の減により100万円を減額しようとするものであります。

6款市債では、下水道事業債におきまして起債対象事業費の減により10万円を減額しようとするものであります。

7款財産収入では、立木売却収入の増により1万6,000円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第21 議案第19号 平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第19号 平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれに124万5,

000円を減額して、予算総額を8,560万3,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款個別排水事業費では、水洗化貸付預託金などの減により124万5,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。3款繰入金では、一般会計繰入金におきまして歳入歳出予算調整のため218万5,000円を減額しようとするものであります。

4款諸収入では、消費税還付金等の増により14万円を増額しようとするものであります。

5款市債では、下水道事業債におきまして起債対象事業費の増により80万円を増額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第22 議案第20号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算、議案第21号 平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算、以上2件

を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第20号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算及び議案第21号 平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、一括して提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、消費税の申告納付義務による費用を追加するものであり、公設地方卸売市場特別会計におきまして歳入歳出それぞれに10万9,000円を追加して予算総額を3,705万6,000円に、食肉センター事業特別会計におきましては歳入歳出それぞれに75万円を追加し、予算総額を3,000万6,000円にしようとするものであります。

平成17年度決算が合併に伴う打ち切り決算になったため、申告確定後に予算措置をすることになりました。なお、歳入につきましては、一般会計から繰入金を追加して収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、議案第20号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第23 議案第22号 平成18年度名寄市病院事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第22号 平成18年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、来年度予定している市立病院の集中治療部門などの増改築に伴う基本設計委託料と休止していた看護師等修学資金貸付金制度の再開に伴う貸付金を調整し、補正しようとするものであります。

3款資本的収入では、償還金におきまして看護師等修学資金の返還により127万9,000円を追加し、合計4億8,067万5,000円にしようとするものであります。

4款資本的支出では、建設改良費におきまして増改築工事基本設計委託料として1,102万5,000円を追加、投資におきまして修学資金貸付金として156万円を追加、合わせて1,258万5,000円を追加し、合計を6億6,135万3,000円にしようとするものであります。

なお、資本的収支の不足額につきましては、当年度損益勘定留保資金で補てんするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第24 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本年10月11日午後2時10分ころ、名寄市大通南1丁目の市役所名寄庁舎北側駐車場におきまして、総務部所管の公用車がバックで発進する際、後方確認が不十分であったため後方に停車していた名寄市字大橋75番地1、平川武美氏が所有し、名寄市西2条南2丁目4番地、大野絵美氏が運転する停車中の軽乗用車の側面に衝突し、破損させたものであります。過失割合は、本市が100%であり、相手方車両の修理代として本市が6万3,462円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

なお、軽乗用車には助手席に1名が乗っておりましたが、負傷者はありませんでした。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐藤靖議員。

○2番（佐藤 靖議員） それでは、ただいま報

告をいただいた報告第1号についてですけれども、実はこの場所というのは私が議会に議席を与えていただいてから同じ場所で2件目の事故であります。前回もこの場所が歩道、しかも名寄小学校の子供たちの通学路であると。そして、歩道を一定程度走らないとここにとまれないということからいって、ここで駐車をするというのはいかになものかという指摘をさせていただいて、その後例えば庁舎で言えば安全運転管理者及び庁舎管理者としてはどういう指導をされてきたのか、まずお答えをいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま報告をさせていただきました事故につきましては、総務部所管ということで私の所管の職員でありまして、細心の注意を払っていただければこのような事故がなかったのではないかと考えております。まことに申しわけなく思っているところでございます。

今御質問にありました庁舎管理上と駐車場のあり方ということでの御質問でありますけれども、以前にも佐藤議員の方からそのような御指摘を受けておりまして、今回そのことがまた事故につながったということでございまして、ちょうど庁舎内に駐車スペースがないということで、大変苦肉的な駐車スペースということで、西側には6台のスペースを今駐車場のスペースとして置いております。歩道上を走行、走行といいたいまいしょうか、一部走行しながら駐車に入るといってございまして、また名寄小学校側の大通の中通りからも一般の来庁する市民も歩道を走行して、東側の来庁者の駐車場に移動するといいたいまいしょうか、手狭なために駐車スペースを探すためにそこを走っているというような状況が実はございます。

それで、前回の事故もそうでありますけれども、安全運転管理者のそれぞれの会議等がありまして、総括安全運転管理者は今助役でありますけれども、それらの中でも協議をしていた経過はございます。今回このようなことで事故があったということで、

大変申しわけないと思っております、それを受けましてあそこは名寄小学校の通学区域と、通学歩道というようなことで、まさしく安全確保していかなければならないということで、これから検討するよう指示をされておりますけれども、例えば歩道上を車が走行できないような、よく公園等で見かけますポールを立てるだとか、今6台ある駐車が南北に向かって駐車をするようになっておりますけれども、東西に向かっての駐車をして歩道を通らないと、駐車台数のスペースは少なくなりますけれども、そのような対策をしようという指示が出ましたし、また担当の方でも今そのことに向けて駐車場のスペース確保と安全確保の部分について検討を十分させておりますし、またしていこうということでございまして、安全確保を十分図っていく駐車場のスペースにしていきたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） そのように早急に取り組んでいただきたいのもう一つ、やっぱりこの意識を、ここのスペースの意識をもっと職員の皆さん持った方がいいのではないかと。多分これから市長なり、助役なりも、ここにいる理事者の皆さん目にすると思いますが、5時15分過ぎになると、よほど遠くから勤務されているのかもしれませんが、奥さんがお迎えに来る車があります、職員の奥さんが。その車がここに、意外に歩道の上でとまっているというケースが非常に多い。ましてやここはまさに通学路であり、歩道の上に平気でとまって、それに職員が乗ってまた帰る。そういう意識からいうと、ここの意識がやっぱりちょっと低くなり過ぎているのではないかなと思います。そういう意味では早急に対応をとられるべきだと思いますので、そのことを強く求めて、終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 宮田久議員。

○1番（宮田 久議員） 嫌なことを何回も言うのはこちらも嫌なのですけれども、前回も100

・ゼロというのが既に2件あった。同僚議員の方からこういうものについての処罰はどうするのだという話も出ております。今回、なかなかパソコンで条例見るのが私下手くそなものですから、よく附せんをして見ているのですけれども、この中できょうは今安全運転管理者の責任ということでお尋ねをしたいのです。ここで、要綱でいわゆる名寄市の職員の懲戒処分だとか訓告というものが載っているわけですが、特にここに重要なことが書いてあるのは、いわゆる怠慢な仕事をしていたと。怠慢な仕事している者はもうこれで、この施行になったのは3月27日からですから、既に二方の方はどういう処分をされたのか。そして、なおかつ新たに1カ所出た。ここの中の第2条に書いてありますけれども、二つ以上の行為の懲戒事項に相当する場合は合併して処分すると、こう書いてあります。これが後ろの方にいきますと、監督責任者のいわゆる職務怠慢、警告ということになりますけれども、これがダブルで、三つになるのですけれども、そういうところへいくといわゆる減給処分になるのかなど。そういう形の中でこういう要綱がつくられているのですけれども、このとおり守られるか守られないか、そこを教えてください。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 市には安全運転管理者、車の台数によってそれぞれ置かれておりまして、主に部長職が安全運転管理者になっていると。副管理者には課長職がなっているということです。総括する形で私が総括安全運転管理者というふうな形で、庁内の交通安全運動についていろいろ実施をしているわけでありまして、また今回もこのような形で、しかも10対ゼロという形でこの報告をしなければならない無念さというのは、本当にもう言葉にあらわせないぐらいでありまして、心からおわびを申し上げたいというふうに思っているところでございます。

懲戒処分、それから訓告、嚴重注意、これらに

対する要綱があるわけでありましてけれども、これは単に交通事故だけでなく交通違反も、さらにまた私行、そういったものを含めて全部決めておりました、これに基づきまして賞罰委員会、褒める方と罰する方なのですから、その委員会を開催をする。私が委員長なのでありますけれども、今回のこの10対ゼロのことにつきましても賞罰委員会を過日開催をいたしまして、訓告処分をさせていただきました。監督の立場にある石王総務部長は、嚴重注意の処分をさせていただいたということでありまして、お手元にあると思っておりますけれども、その訓告、または嚴重注意ということで、もし本人に何らかの情状酌量といえますか、理由があるとなれば、不可抗力の部分も含めていざすれば嚴重注意ということになりますのでありますけれども、今回の場合は全くそういうことはない。後方確認ができなかったと、発進時にしていないということで、運転者の義務違反ということも含めまして、重たい方の訓告というふうにさせていただいたということでありまして。

なお、お話がありました累犯の関係でありますけれども、当然累犯は累犯があった事例があれば累犯ということは考えていくと。考えていくというよりもむしろやらなければならないというふうに思っておりますけれども、今回はその累犯、積み重ねていく方のことには該当しなかったものですから、この単発の方で訓告処分をさせていただいたということでありまして、当然私にも責任はあるわけでありまして、今のところは直接指導する安全運転管理者の責任ということで処分をさせていただいているということでありまして。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 監督者の責任について私は一番聞きたかったのです。その中でこの第2条を見ますと、少なくとも今まで、このものが施行になったのは3月27日ですから、その以降に二つ程度があつて、その後その職員にどんな指導

をして、そしてどういう、極端な話をすればこの人は車に乗る資格ないのでないかと、後ろも見ないでどんとぶつかったとか、またはセンターラインが黄色であって、これは追い越してはいけないよというところを飛び越えてぶつかったとかということになってきますと、今まで人に事故ないからいいです、まだ車で本当に今回よかったなと思うのです。しかし、事これがもし子供が歩いていてこういうことになったと、後ろを見ていなかったということになれば責任は重いと思うのです。そのためにその職員にどうやってきちんと指導をしたのか。そして、なおかつあなた自身、私は監督上の怠慢さが見えると思います。全職員集めて、こういう事故起こすなという訓示も何もしていないと私は聞いておりますので、ぜひ今後はこういうものに基づいて、やっぱり一般住民は市の職員に対して冷たく見ると思います。それを踏まえて、ひとつもう一回運転管理者の責務について御説明ください。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 事故が起きて、事故報告が上がってくるたびに本人を呼んで、私の方から注意するのはこれは当たり前でありますけれども、やはり個人に注意というよりも組織的にきちんとしていこうということで、課長会議、部次長会議、この中では事例を挙げて、こういう事例があったと。特にこの100対ゼロの場合もそうでありますけれども、11月の課長会議の中で100対ゼロという事故があったと。これについては、本当にもうだれに聞いても申し立てならない、申し開きならない事故だということも含めて課長会議の中でしっかりと私の方から各課長に各職員に向かって全員に指導するようにと、こういうようなお話をさせていただいたところでありまして、これからもまた全職員を集めて言うというのは非常に困難なところがありますから、組織的にこの課長会議あるいは部次長会議、こういった中を通じて交通安全の徹底を図っていくということになって

います。

私は、常日ごろから職員に対して交通安全、こんな車社会ですから、交通安全、交通事故、交通違反とは背中合わせの生活していることは事実であります。したがって、いかにゼロに近づけるかということの努力はしてほしいということで、各課ごとの交通安全対策を実施するようにと、こういう指示を出しているところでありまして、残念ながらならなくて、なれが優先をしてこのような事故が起こったということでありまして。私自身に怠慢があったと、こういうようなことであれば、私自身の処分も含めてこれから相談ということになると思いますけれども、私自身は私なりに各職員に向かって指示をしているつもりであります。

なお、メールで全部行き渡るものですから、飲酒運転のときにはかなり飲酒運転が絶対起きないようにということも含めてメールで全職員に喚起を促すということなどもやっているところでございますので、なお努力が足りないという御指摘があらうかと思っておりますけれども、今後とも一層努力をしてみたいというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） これから冬季に入りまして、今もどつと雪が降っているようですから、これからの交通事故というのは、もちろん被害者も大変ですけれども、加害者も大変という時代です。ぜひ事故を起こさないように徹底して御指導いただくことを願ひまして、終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

報告第1号を終結いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第25 報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第2号 専決処分

した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、本年6月6日午後3時ごろ、名寄市西11条南8丁目のアカシヤ公園におきまして、ブランコで遊戯中の名寄市西10条南9丁目、斉藤天飛さんがブランコのフックが外れて投げ出され、転倒し、右鎖骨骨折の受傷をしたものでありますが、これに伴う治療費及び慰謝料5万8,340円を本市が負担することで示談が成立し、和解したところであります。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第26 報告第3号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第3号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、本年10月8日午前9時15分ころ、名寄市東2条北5丁目、市道北5丁目通におきまして、低気圧による強風により道路敷地内の樹木が倒れ、名寄市東1条北5丁目、田中義人氏所有の普通乗用車に当たり、破損したものでありますが、これに伴う相手方車両の修理代等として本市が54万2,000円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。報告第3号を終結いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第27 請願を議題といたします。

今期定例会において本日までで受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたから報告をいたします。

○議長（田中之繁議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より11日までの10日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より11日までの10日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれもちまして散会といたします。

大変御苦勞さまでした。

散会 午後 4時00分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 猿 谷 繁 明

署名議員 渡 辺 宏 治